

平成24年 3月14日  
午前10時00分開議  
於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである（18名）

|     |       |     |      |
|-----|-------|-----|------|
| 1番  | 伊藤勝巳  | 2番  | 川瀬知之 |
| 3番  | 鈴木みどり | 4番  | 那須英二 |
| 5番  | 三宮十五郎 | 6番  | 早川公二 |
| 7番  | 平野広行  | 8番  | 三浦義光 |
| 9番  | 横井昌明  | 10番 | 堀岡敏喜 |
| 11番 | 炭竈ふく代 | 12番 | 山口敏子 |
| 13番 | 小坂井実  | 14番 | 佐藤高清 |
| 15番 | 佐藤博   | 16番 | 武田正樹 |
| 17番 | 伊藤正信  | 18番 | 大原功  |

2. 欠席議員は次のとおりである（なし）

3. 会議録署名議員

|    |      |    |      |
|----|------|----|------|
| 7番 | 平野広行 | 8番 | 三浦義光 |
|----|------|----|------|

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（31名）

|                    |      |                  |       |
|--------------------|------|------------------|-------|
| 市長                 | 服部彰文 | 副市長              | 大木博雄  |
| 教育長                | 下里博昭 | 総務部長兼<br>十四山支所長  | 伊藤敏之  |
| 民生部長兼<br>福祉事務所長    | 平野雄二 | 開発部長             | 石川敏彦  |
| 会計管理者兼<br>会計課長     | 村上勝美 | 教育部長             | 山田英夫  |
| 総務部次長兼<br>総務課長     | 村瀬美樹 | 総務部次長兼<br>財政課長   | 佐藤勝義  |
| 民生部次長兼<br>健康推進課長   | 渡辺安彦 | 開発部次長兼<br>商工観光課長 | 服部保巳  |
| 開発部次長兼<br>土木課長     | 三輪真士 | 教育部次長兼<br>学校教育課長 | 服部忠昭  |
| 監査委員<br>事務局長       | 服部正治 | 秘書企画課長           | 山口精宏  |
| 防災安全課長             | 伊藤久幸 | 税務課長             | 伊藤好彦  |
| 収納課長               | 服部誠  | 市民課長             | 加藤恵美子 |
| 環境課長               | 伊藤邦夫 | 福祉課長             | 前野幸代  |
| 介護高齢課長兼<br>いこいの里所長 | 松川保博 | 総合福祉センター<br>所長   | 佐野隆   |
| 児童課長               | 鯖戸善弘 | 農政課長             | 半田安利  |

都市計画課長 竹川 彰  
生涯学習課長 八木 春美  
図書館長 奥田 和彦

下水道課長 橋村 正則  
十四山スポーツ  
センター館長 花井 明弘

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 若山 孝司  
書 記 岩田 繁樹

書 記 横山 和久

6. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

~~~~~  
午前10時00分 開議

議長（佐藤高清君） おはようございます。

会議に先立ちまして報告いたします。

西尾張CATVより、本日及び明日の撮影と放映を許可されたい旨の申し出がありました。よって、弥富市議会傍聴規則第9条の規定により、これを許可することにいたしましたので、御了承をお願いいたします。

質問・答弁をされる皆さんは、努めて簡潔明瞭にされるようお願いをいたします。

ただいまより継続議会の会議を開きます。

~~~~~  
日程第1 会議録署名議員の指名

議長（佐藤高清君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第81条の規定により、平野広行議員と三浦義光議員を指名いたします。

本日、一般質問を行う前に、質問の予定があります那須英二議員から資料の配付の依頼がありました。これを認め、議員各位のほうに配付してありますので、よろしくをお願いいたします。

~~~~~  
日程第2 一般質問

議長（佐藤高清君） 日程第2、一般質問を行います。

順次、発言を許します。

まず三宮十五郎議員、お願いいたします。

5番（三宮十五郎君） おはようございます。

今議会の最初の一般質問を、抽せんではございましたが、させていただく機会をいただきましてありがとうございます。

私は、通告に基づきまして、大きくは2点にわたって市長を中心にお尋ねいたしますので、よろしくお願いいたします。

最初に、行革大綱と、とりわけ暮らしとのかかわりで大きな問題があります保育料などについて、どう考えていただくかということでお尋ねをさせていただきます。

23年2月に発表しました市の行革大綱には、国民健康保険などの特別会計繰出金の抑制だとか保育料の見直しなどが掲げられ、さらに民間委託等によりコストの削減等も取り上げられておりますが、これにつきましては以前に片山総務大臣のほうから、こういう民間委託、アウトソーシングと言われているやり方は、もともとは行政サービスの質を向上させるために行うとしたものでありますが、実際には経費削減の道具に使われていると。あるいは、

そのことによって働く人たちの労働条件が非常に切り下げられているという仕組みがあるので、十分そういうことのないように、本来の目的に沿った活用をするようにということが指摘をされまして、全国的にも、行き過ぎたコスト削減を中心的な目的としたやり方については見直しや検討が行われておりますが、特に昨年、保育料が保育関係の支出に対して非常に少ないと。したがって、せめて全県平均まで引き上げていきたいということで、36%、年間約6,400万円ほどの値上げが提案をされましたが、多くの皆さんの、こんな大変なときに値上げをしてもらっては困るということと同時に、子育て世代が弥富の中で果たせる役割等も考えたら、値上げは避けていただきたいという強い声がありまして、最終的には市長の判断で、当面凍結するということが行われました。

私は、保育料の問題では2つのことを申し上げたいと思いますが、1つは、確かに以前に比べますと、国からの負担金、県からの負担金というものが、年間約1億6,500万円ほど旧弥富、十四山当時にはあったものが、最近では民間分の2,000万円弱しかなくなっていることから、この関係の収入が大変少なくなったように見られますが、もともとは保育料を上回るほどの国と県の負担金が、保育料の低所得者に対する削減分の補てんということで、国・県を通じて負担がされておりました。ところが、この仕組みが変えられたとき、たしか平成17年度以降だったというふうに思いますが、このときに珍しく国は、こういう補助負担制度を一般財源からするときには、直接お金を出さずに、地方交付税でその措置をするという基準に入れているから、そちらでやるということでしたが、このときは税源移譲という方法を取りまして、補助負担金を削減するかわりに、地方税については所得税のほうから振りかえをして税源移譲を行うということが決められまして、平成22年度で年間4億8,500万円、23年度は5億8,500万円が個人住民税の国からの税源移譲がされたものだというふうに市からいただいた資料の中にも出ておりました。こればかりじゃありませんので、ほかとの関係もありますが、基本的に現在は国の負担が行われているというように考えるべきでありまして、したがって、ほとんど皆さんが納める保育料と同額程度の負担は引き続き続いているというふうに考えるのがまず1つの前提だと思いますが、その辺については前回の値上げのときにどのように御検討されたか、まずお答えいただきたいと思えます。

議長（佐藤高清君） 鯖戸児童課長。

児童課長（鯖戸善弘君） 今の質問にお答えさせていただきます。

昨年、御承知のように、行革大綱に従って保育料のことも検討するというところで、委員会を持たせていただきました。そうした中で、税源移譲の部分も含めながら、なおかつ愛知県下のそれぞれの市町村、特にいろいろと委員の御意見もいただく中で、海部地域の保育料などを参考にしながら、最終的には、格差社会が広がってきて、低所得の方への負担の部分も少なくしていきたいということで、かなり抑えたところで保育料の定めをさせていただきます。

した。そうした中で、税源移譲のことも含めながら検討してきました。

議長（佐藤高清君） 三宮議員。

5番（三宮十五郎君） 検討委員会に出された資料を私も見せていただきましたが、税源移譲などによる補てんがあるなんていうことは、どこを見てもなかったですね。少なくとも今現実に保育料の保護者負担金として入ってくるもの、あるいはその関係で入ってくる直接の補助負担金が減っているということの中で、大変バランスが悪いということが最大の理由だったというふうに思います。

ただ問題は、今おっしゃられたように、他の市町村は上げておるといふふうに言われたんですが、結局この間、税収がみんな大幅に落ち込んで、お金に色がついていないことから、そういう税源移譲がされているにもかかわらず、実際に給料などは全体として下がっている、しかも保育士の給料も下がっているわけですから、経費が下がっている中で上げるという本来はやってはいけないことをよそがやっているもので、余り疑問に思わずに手を挙げたことで、上げなかった弥富のほうが正常で、上げたところは、もちろんいろんなことがありますので、一概に間違っておるといふ言い方をするのはいかがかと思いますが、それにいたしましてもこの問題につきましては、やはりきちんとそういうことも踏まえて御考慮いただくということを、まずはっきりしていただきたいということが1つ。

もう1つは、特に大切なことは、弥富市の場合、きのうの質問の中でも市長もお認めになられたように、子育て支援だとか、いろいろな市の施策、あるいは皆さんの日ごろの努力、こういうものが重なって、本来は積立金を取り崩してやらなきゃならんような事業がずうっと連続して続いたにもかかわらず、それを積立金を基本的に取り崩さずにやれたという大変いい条件があって、しかもこの子育て支援が市の税収の増加の上に果たしている役割というのは、きのうもお話ししましたように、弥富市の税収の下支えになっているのは固定資産税で、この間に1人当たり平成18年以降1万8,000円ほどふえて、他の市町、この西尾張地方の9市のかなりのところが1人当たり5万円前後の固定資産税収が、弥富は10万円近くに23年度はなっているということが一番大きな要因であります。当然、西部臨海工業地帯の税収の増加がありますが、それがこの間を見ますとたしか5億数千万円ほど。直接、固定資産税じゃなくて、名港の借地としてそちらから入ってくる分も合わせて5億七、八千万あると思います。この間の地価の下がったことだとか、あるいは建物や償却資産の減っていく分を考えますと、実際にはこの名港の分を上回るほどの固定資産税の税収が弥富のその他の地域でなければ、こういう結果は出なかったことは明らかですね。

そういう上で言うと、子育て世代の人たちが2世帯住宅でここに住むとか、あるいは新たに住宅を取得して弥富に住むとかということ、同時に弥富の固定資産税がふえている大きい原因は、市街化農地が旧の佐屋町などに比べて3倍くらい、蟹江町に比べて2倍くらいあっ

たことから、農家の皆さんが税金対策で、とても農業で払い切れないということで譲渡して、あるいは区画整理なんかをして譲渡してやっていかれたことと、もう1つは、賃貸し住宅をつくって、それが国に相続税だとかそういう格好で払うんじゃなくて、弥富市に固定資産税として払うという形に変わってきていることが、よそとの際立った差になってきていますね。

ところが、そんなに人口がふえない中で住宅はふえていますから、ここもまた一定の形で人口がふえなければ、あるいは借りていただく方が確保されなければ、どんどん大変な状態になっていく。近所でそういう賃貸し住宅をやっている方の御意見をお伺いしましても、建てることから管理まで、全部業者に任せて契約している方なんか見ますと、2年ごとの契約更新のたびにどんどん受け取る額が減っていくという状態になっていて、この弥富になるべく多くの人たちが住んでいただく、アパートも借りていただく、こういう人たちがいなければ、こんな状態が続くと私たちはもうやっていけないような状態が来ているということを言われるわけですが、市の税収の確保、人口減少の防止、子供の減少の防止、こういう全体的な果たしている役割について、前回の値上げのときに、保育料を6,400万上げることと、子育て世代の支援と、あわせて弥富の今の農業がなかなか大変ですから、実際には農家の皆さんの所得のかなりの部分がこういう形で市に税金として入っておる状況も考えると、この人たちの営業や暮らしが成り立つような仕組みから見ても、子育てするなら弥富とずっと言われていたこのイメージを大事にしていく、守っていくということがどれほど大事なことかということについては、これは市長にお尋ねしたほうがいいと思いますが、この値上げのときにどういうふうに位置づけられて検討されたか、御答弁いただきたいと思います。

議長（佐藤高清君） 服部市長。

市長（服部彰文君） おはようございます。

三宮議員に御答弁申し上げます。

私も昨年保育料の改正につきまして、議会の皆様にも御審議いただきたいという中で議案を提案させていただいたわけでございますけれども、現在の社会的あるいは経済的な背景の中で大変厳しい状況があるということで、保育料の改正につきましては、基本部分につきましては改正ということはやらなかったわけでございます。今後の検討課題であることは申し上げるまでもございません。

そのときの検討課題では、先ほど担当課長からも話がありましたけれども、小泉内閣の三位一体改革での、いわゆる保育園等の国の補助金というものがなくなって、それぞれの自治体でしっかりやるようにということがあったわけでございますが、先ほど三宮議員のほうは、例えば交付税措置がされておるのではないか、あるいは税源移譲がされておるということをおっしゃるわけでございますけれども、交付税の問題につきましても、いわゆる特定の普通交付税ということではなくて、交付税全体の枠の中にそういった考え方があるということで、

それが保育料に対する補助という形では特定できないわけでございます。もう1つは、税源移譲という問題につきましては、住民税等々におきましてはその措置がされているわけでございますけれども、それが全体の保育ということについてのかわりではないと、私は理解をしておるわけでございます。

私どもがなぜ保育料の改正をお願いせざるを得ないかということは、いわゆる歳入歳出のバランスが余りにも大きくかけ離れてきたというような状況でございます。9つの保育所におけるさまざまな保育に関する歳出が、非常に大きく膨れ上がってきているということと同時に、一方では歳入の不足ということがあるわけでございますので、本当にこのままの状態でもいい保育行政ができるんだろうかという心配もありましたものですから、そういった中で保育料の改正ということをお願いしたわけでございます。しかしながら、最初に言いましたように、社会的・経済的な大変厳しい状況であるということは私も理解するところでございますので、そういった中で措置をさせていただいたわけでございます。

税収の件におきましては、確かに基幹税の中での市民税、そして固定資産税、法人税等々あるわけでございますけれども、弥富市全体的にはここ数年順調に推移をさせていただいた市民の皆様の御努力に大変感謝をするわけでございますけれども、例えば平島中区画整理事業等におきましては、特に固定資産税で、あるいは市民税で伸ばさせていただいておるわけでございます。これは、それぞれ地元の地権者の大変な御協力、そしてまた長年にわたりましてお世話いただきました役員の皆さん、地元選出の顧問議員の皆さんの大変な御協力・御尽力というものもでございます。また同時に、私どもといたしましても、この区画整理事業を成功させていかなきゃならないということで、市の助成金あるいは市の補助金という形でこの間約8億数千万円、実は拠出をさせていただいておるわけでございます。こういう状況の中で大変立派な区画整理事業をなし遂げていただいた。今年度3月末が最終でございますけれども、そうした中で大きく固定資産税、あるいは市民税を伸ばさせていただいたということについては全く事実でございますので、大変感謝を申し上げます。

また、西部臨海工業地帯における固定資産税につきましても、実質的には4年間の奨励金をさせていただいておるわけでございますけれども、こちらのほうも順調に推移をしてきているわけでございます。平成23年度におきましては、交付措置よりも約9,000万ほど固定資産税が上がってくるというような状況でもございますし、来年以降につきましても、従来の企業のほうから奨励金の終わっている企業も出てまいりますので、固定資産税の増という形にはなっておりません。平成26年、27年ぐらいになりますと、それがさらに大きくなって、5億円前後の固定資産税が入るというような状況にはなろうかと思っております。

しかし、現状といたしましては、私は、23年度あるいは24年度におきましても、市民税の伸長は極めて厳しいという予測をさせていただいております。そしてもう1つは、固定資産

税の問題につきましても再三申し上げておりますけれども、評価がえの年度に入ってまいります。2億数千万、実は評価がえによって減収になるわけでございます。そうした中では大変厳しい状況もあるわけでございますので、これは財政の健全化から見ても、しっかりと財務諸表を見ていかなきゃならないという状況にあるわけでございます。

私どもといたしましては、保育料の問題にしても、あるいは医療・介護・福祉というような社会保障の問題にいたしましても、基本は受益と負担という形でしっかりとお考えいただきたいということをお願いせざるを得ないと思っておりますのでございます。いずれにいたしましても大変厳しい状況でありますので、市の役割はしっかり果たしていきたいということと同時に、お願いも申し上げていかなきゃならないということで、答弁とさせていただきます。

議長（佐藤高次郎） 三宮議員。

5番（三宮十五郎君） 今、市長は、やはり受益ということから考えていただきたいというふうに言われましたが、子育て支援、子育ての費用について、本当に年々日本はふえ続けて、国際社会の中でも異常な状態だというふうに言われておりますが、そうした中で弥富市の場合は、手厚い子育て支援によりまして、人口の減少の防止や子供の減少の防止ということが辛うじて行われておって、全体として見ると、西尾張地方の中ではかなりいい位置を占めているわけですが、しかもそのことによって市の財政が担保されておるとか、それからもう一つは、人口がふえない中で賃貸し住宅なんかはふえているわけですから、空き家が出てきてかなり心配な状況になっていますよね。こういうことを支えていくということを考えた場合、さらに、実際に今全体に賃金が下がっていく傾向でありますので、ふえていくときはあんまり苦にならないんですが、下がっていくときに負債があるというのはすごく大変なことで、住宅ローンを払い、子育て世代の親、私たちのような世代の人たちから見ると、今の若い人たちの苦勞というのは、私たちの若いときの苦勞に比べると、先が見えないだけに本当に大変な状態で、親の支えなんかはなかったらまともに子供を育てていくことができないような状態の中で、2人、3人と子供を育てている人たちが非常に多くなっていますよね。それはもう一方で、30代の男性の半分しか結婚できないような状況の裏返しでもありますので、ここの問題は単純に受益だとかそういうことじゃなくて、しかも弥富市がそういう路線をとってきたことが、他の市町に比べて非常にいい結果が出ておるといことも十分お考えいただいて、今後の施策の展開を進めていただきたいということを要請して、次の質問に移ります。

特にこの大綱の中で、負担の公平という立場から、税収の確保だとか、それから国民健康保険などへの負担を減らしていくということが出ておりますが、これも非常に深刻な問題は、介護保険の問題なんかで見ますとこの深刻さがよくわかるわけですが、現在65歳以上



の介護保険の加入者は23年度末で9,766人おりますが、そのうちの過半数を超える、多分56%だと思いますが、5,491人が本人は住民税を払うことができない、払わなくてもいいというんですか、そういう低収入の方なんですよ。この56%の人に対して、今回の低所得者に配慮したと言っております市の案では、全体の5億6,700万円余りの介護保険料のうち2億4,690万円を、この本人非課税、あるいは世帯本人非課税という人たちで負担をします。その他の44%の所得のある、要するに本人課税以上のところの人の負担が3億2,000万円余りということで、本当に無収入の人にも、これは世帯でないですから、1人ですから、年間2万1,800円を負担していただくということは大変なことでありまして、今の高齢者の暮らしの状態というのは、少し以前ですと、月に1万円足りない、2万円足りないという、その程度の仕事というのは10年ぐらい前だとまだあったんですが、今はもうある程度の年齢になると仕事そのものがないと。若い人たちを3時間でも4時間でも細切れで使うことが当たり前ようになってきておる中で、パートやそういう仕事でも、なかなか高齢者、ましてや障害の人たちは収入を得ることができない。

限られた年金だとか、ぎりぎりの収入で暮らしている状態というのが広がっておりまして、私も実際に話を聞いて驚いたんですが、夕方の小雪が降るような中を、自分でつえをついてもなかなか歩けないような人が、手押し車につかまって歩いている光景をよく見かけますので、不思議に思って、今どこへ行くんですかとお尋ねしましたら、スーパーやコンビニの時間切れ商品の一番割引になる時間帯をねらって食品を買いに行くと。こういうことで辛うじて暮らしを立てている。あるいは、もうかなり高齢になっているんですが、皆さんに迷惑をかけたくないということで、安い年金だけの暮らしの中で、生活費を少しでも浮かせるためにということでそういうことをやっている方たちが結構おりまして、スーパーのそういう売り場におる人たちに聞きましても、そういう人たちはもう時間前から来て並んで待っていると、こういう状態が広がっております。

こういうことを考えたら、私は、行革の対象ということで一くくりにせずに、保育料の問題もそうですが、高齢者や障害者の施策を、本当に必要な人には必要な支援をしていくという仕組み、例えば市の今の減免制度なんかはそうなんですが、生活保護基準以下で、しかも処分できる資産がない人に限ると、預貯金が基本的にはない人に限るといような対応ですが、実はそういう問題について、最近、秋田県の湯沢市で、ここは、そういう減免制度について言うと、税や社会保障料に対して、生活保護基準の半年分以内という市の方針を決めてやっておりましたが、これに対して市民の皆さんが異議申し立てをやって裁判が行われました。そうしたら、この裁判の判決は、生活保護を受けていない人たちが今の世の中で生きていくためには、そんな程度のお金では病気になったときにとっても対応できないと。したがって、そういうことで市が制限を加えるのは行政の裁量権を間違えておるといということで、申し立て

をした人たちの申し立てを許可すべきだという判決が出されておりますよね。したがって、私は弥富市のこの基準についても、ぜひ見直しをしていただきたいということが1つ。

もう1つは、今のようなお年寄りの状態でいいますと、今の300円自己負担の給食サービスなんかとても使えない暮らしをしている人たちが少なからずいるというわけで、だから配食サービス、給食サービスというのは、いろんなあれがあって、ことしから一応毎日ということで、これは前進的な方向で、利用できる人にとっては大変ありがたい制度だと思うんですが、コンビニだとかスーパーに買いに行くような人たちに対して、給食サービスという方法をとるのか、それとも前々から私がここで申し上げてきているのは、身体障害者手帳を取得することができるなら、そちらの障害者手当とかいろんなサービスも受けられますが、ただ実態は、本当に驚いたんですが、介護保険の関係で、身体障害者手帳を持っていない人、あるいは重度障害の手帳を持っていない人に対して、介護保険の介護度によって税法上の控除が受けられますので控除証明を出しているんですが、実際に年間、重度障害者手帳を持っていない人で180名前後の控除証明を出している。それから、障害者手帳を持っていない人について言えば、二百数十名の控除証明を発行しているということで、なぜそういうことが起こっておるかという、なかなか病院は忙しくて、そういう人たちの要請にこたえられない。ドクターが忙しいことから、せっかく障害者として受けられる、あるいは重度障害者として受けられるサービスが受けられない状態がずっと続いておりまして、何とかしていただきたいということを繰り返し言っておるわけでありまして、まるで市民の要望にこたえられない。

例えば足のある場所から切断して、しかも糖尿病ということで装具が使えない。血液の循環が悪いですからね。普通はその場合は、片足で立つことができないということで2級の障害者手帳が出るはずですが、これはある病院で実際にあったことですが、わざわざ糖尿病の内科の先生の判こも押し、そして足を切断して、切断だけですと4級ですから、4級だという診断書を書いてくれると。県も審査をするんですが、不思議がらずに4級で通しちゃうと。その人が65歳になる前の手術でして、私どもも、身障者手帳をきちんと申請してもらおうように。やっていますということで安心しておりましたら、何のことはない、4級の手帳で、結局もう誕生日が過ぎちゃってサービスが受けられないと。

こういうような形が至るところで見られるような状態で、余りにも医療制度の崩壊とかの中でこういうサービスが市民として受けられない状態が広がっておりまして、私は配食サービスにつきましても、それから障害認定につきましても、介護保険やそういうものでこれだけの本来障害者手帳の交付を受けられる条件の人が受けられない状態なら、せめて市、あるいは県が行っている障害者サービスと同じ程度のものについては、やはり市や県の協議のもとで採用して、そういうサービスが受けられるか、ないしは速やかに障害者手帳が取得でき

るようにするとか、いずれかの方法をとらなければ、こんな状態ではせっかくいい制度があ  
ってサービスが受けられると言われても、多くの皆さんが利用できないこの状態についてど  
のようにお考えいただいておりますか、御答弁いただきたいと思っております。

議長（佐藤高君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 後段の具体的な障害者サービスにつきましては、担当課長のほうから  
答弁させていただきますけれども、三宮議員、国保だとか、あるいは介護ということにつき  
まして、もう全体の把握はしっかりしていただいておりますよ。今、日本におけ  
る国保の状態がどうなっているか、あるいは介護においてどういう状況になっているかとい  
うことは十分御承知だと思っております。御理解をいただいているわけですが、もう  
少し全体を大きくとらえていただけて理解をしていただき、私たちと協議をしていただきた  
いなあという部分もあるわけでございます。少し個々にお入りになるというケースが非常に  
多いものですから、私たちもある意味では答弁しづらい部分もあるわけでございます。

平成23年度、国保は日本全体では3,800億から4,000億の赤字という状況で続いております。  
そして、私どもも、平成24年度の予算書を見ていただきますとわかるように、  
約42億その予算措置をしていかなきゃならないという状況。そして、私ども国保に加入して  
いただいているのが、約1万2,000名というような状況で今加入していただいております。  
そうした中で従来の加入者のあり方が随分変わってきたということも、現状、  
言えるわけでございます。大変厳しい状況の中で、働き世代、いわゆる30代、40代、50代  
の方が非常に国保のほうへ入ってみえる。これは、非正規雇用というような状況の中で経済  
的な厳しさがあるということも事実でございます。そういう状況はあるわけですが、  
基本的にはいわゆる給付額の財源をつくっていかなくちゃならないということでござ  
いますので、これは国民皆保険の一つのあり方としても、みんなでやっぱりやっていかなく  
ちゃならない。

あるいは、介護保険にしてもしかりでございます。平成24年度当初予算としては23億、  
我々はその財源を見出していかなくちゃならない。そういう状況の中であって、現在では例  
えば要支援・要介護ということで1,450名、あるいは3年後には約1,600名を超える要支援・  
要介護にふえてまいります。そういう状況の中での財源をどうしていくかという、まずは  
その前提に立った御協議もいただきたいというふうにも思うわけでございます。そうした  
中で、国保のあり方、介護のあり方についてお願いをしていきたいなあというふう  
に思っております。

今度の24年度の当初予算におきましても、国保運営が少しでもスムーズに運営できるよ  
うということで、一般会計から法定外の2億円を実は繰り入れさせていただいております。  
また、介護につきましては、従来の6階層から12階層という形で、所得の低い

方に対しては負担が重くならないようにという措置をさせていただいておるわけでございます。そういうことも含めて御理解をいただきたいと思っております。

国保におきましては、あえてこの場で言わせていただくと、弥富市民全体が健康ということに対して、もっともっと自分自身で気配りをさせていただく必要もあると思います。そういった中で健康宣言をしておりますので、私たち行政といたしましてもPR不足の点はあるわけですが、健康ということについて自分でまずお考えいただきたい。あるいは、生活習慣病と言われるような特定健診であるとか、あるいは特定健康指導というようなものについても積極的に受けていただきたいと思っております。また、非常に頻回受診というのも多くなってきておるわけでございます。また、ことし施政方針でも述べさせていただきましたけれども、ジェネリック医薬品の御要望なんかもいただきたいなあというふうに思っております。製薬会社は新しい薬の開発競争でございます。そういった意味におきましては、新しい薬が治療では患者の皆さんに渡されるわけでございますけれども、私どもといたしましては、ジェネリックという形で、以前からある医薬品というようなものについてもみずから御提言いただければ、随分大きく国民健康保険の給付額が変わってくるというふうにも思っておりますので、そういった形で私どもも健康だとか、あるいは頻回受診だとか、特定健診等の生活習慣病に対するPRをさせていただきたいと思っております。

障害者のサービスにつきましては、担当のほうから答弁させていただきます。

議長（佐藤高清君） 前野福祉課長。

福祉課長（前野幸代君） 議員の御質問にお答えをさせていただきます。

まず、身体障害者手帳がなかなか書いてもらえないということにつきましては、以前議員よりこの御質問をいただいたときに、海南病院の事務長さんに状況を確認させていただきました。そして、事務長さんより、整形外科では診察後リハビリ判定を行っており、遅くなる要因になっているのではと。今後、医師の負担を軽減する措置を考え、改善していきたいということをお聞きしております。

その身体障害者手帳でございますが、その障害が将来にわたり永続するものであるかを判断し交付されるため、障害の部位により、すぐ書けるもの、3カ月以上、6カ月以上経過しないと書けないものなどがありまして、一概に障害になったからすぐ書けるものではございません。かかりつけ医とよく御相談をいただきたいと思っております。今後も機会あるごとに医師会等を通じまして、診断書を早く書いていただけるよう要望してまいります。

次に、議員が言われる、県や市の手当を介護保険の認定により判断をして支給してはということでございますが、障害をお持ちの方への支給等支援を行うには、障害者手帳の等級を基準としております。身体障害者福祉法による福祉の措置は、法で定める一定以上の障害を有する方に対して行われておりますが、個々に措置を行うに当たりまして、その都度、障害

程度の認定を行うことは煩雑であり、また福祉の措置に迅速を欠くことにもなります。そこで、あらかじめ障害程度を認定し、法に該当する障害がある旨の証票として手帳を交付することにしておりまして、身体障害者福祉法による福祉の措置は、この手帳の所持を前提として行うことになっております。

また、議員が言われる県の手当につきましては、弥富市だけではなく、県下の市町村すべてにかかわることですので、手帳なり診断書による判断基準がないということは混乱を来すこととなります。また、不公平が生じることにもなりますので、手帳の等級で判断すべきであり、障害者に該当すると考えられる場合には、かかりつけ医に相談をしていただきたいというふうに考えております。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 三宮議員。

5番（三宮十五郎君） 今市長おっしゃられた、今の国保や介護の制度がどんな大変なことかというのは私もよく承知をしております、これはやっぱり国や県の協力なしには解決できない問題があって、そのためにお互いに力を合わせていくことは当然だと考えています。

しかし、今のお話でも課長の答弁の中にもありましたが、問題は、非常にきれいごとで済んでおりますが、実際には、例えば1つの足の関節がふくあいがあって正座できない状態が固定しておれば、少なくとも6級の手帳が出ますよね。6級の手帳が出ますと、自分で運転する人は自動車税の免除になりますよね。そういうサービスを受けられます、一番卑近な例ですが。そういう人たちに対して実際に手帳はどうなっておるかということ、きょうはこの駐車場にとめてきたとあって、あそこから歩いてこられるようならとても手帳なんか出せんよと。本当に医療崩壊みたいな状態でドクターの仕事は大変になっておりますので、なるべく書かない状態。とにかく歩行困難であれば、実際に筋力の低下だとか関節の異常によって一定の条件が改善されないという見込みがあれば、1キロメートル程度しか歩けない人についていうと4級の手帳が出る仕組みになっていますよね。課長もよく御承知だと思いますが、今おっしゃっていることは全然病院では現実に対応されていないんです。以前は、笹医院に下村、もとの海南病院の院長先生がいるときは、寝たきりの人に対しても、年に1人や2人は訪問審査をして手帳を出すような仕組みもあったんですが、今はもうそれも制度としてもなくなって、実際に制度があってもサービスが受けられないというのが常態化して、したがって介護保険のほうで何百人という人の重度障害の控除証明を出したり、身体障害証明を出さなきゃいかんという、こういう状態なんですよね。ずうっとこの状態が改善されずに来ておることが現実であります。

それからもう1つは、市の減免制度は、先ほども申し上げましたように、処分できる預貯金がないというようなことが前提になっております。何とか人に迷惑をかけずにということで、現実には生活保護以下の収入で生活しているような人たち。きのうの質問の中でも、農

家の高齢者の中にはそういう人たちもいるよという、ほかの議員の方の質問も出されておりましたが、そういう人たちが現実に収入や生活の実態に基づいて市の軽減制度が受けられない。したがって、せっかく制度をつくっても、ほとんど利用はゼロという状態がずっと続いておる。ここの改善は、やはり喫緊の課題としてぜひ御検討いただきたいと思います。あとほかの問題もありますのでやめますが、ぜひ実際の皆さんの暮らしの実態に即した市のサービスを、せっかくの制度がつくられて利用できない。収入と所得の間にすごく格差がありますので、非課税の人がみんなそんな人だとは私も思っていません。だけど、現実にそういう救済しなきゃいかん人たちが少なからずいることもまた、これは民生委員さんたちに聞いていただいてもそうではありますが、そういう人たちが救済できる、現実に機能できる制度に改善していただくことを強く要望し、また近く介護保険等の改善を求める請願につきましても、大島静雄先生が提出者になっていただいて、私どもがこの間集めた署名も出していただきますので、そういう中でしっかり御検討いただくことを要望いたしまして、次の質問に移らせていただきます。

時間が迫っておりますので簡潔にお尋ねいたしますが、防災対策でございます。

津波の被害想定につきましては、まだこの地域全体には公表されておられませんので、お尋ねをするつもりでありましたが飛ばしていきます。

問題は2つありまして同時に質問をさせていただきますが、1つは、一時避難所として利用できる建物等について、オーナーや何かの理解が要るわけであり、努力されておりますが、そうでない場所ですね。一定の高さがある場所。きのうも少し出ておりましたが、跨線橋だとかそういう場所、あるいは公共施設で屋上が使えるところ、こういうところについて具体的に調査を行い、そしてそこに利用できるような、例えば外側に階段がないところについては、市長もそういうものをつけていくというようなお話がありましたが、そういう手だてをとっていただくということではありますが、いずれにいたしましても非常に低いところでありますので、実際にある程度津波なんかの場合で一時避難所として利用できる高さのある場所が、この市内にどこがあって、どの程度あるかということについては、早急に自主防災の人たちの協力もいただきながら調査をして、皆さんに明らかにしていくことは非常に緊急な問題だと思いますので、この点について。

それからもう1つは、木曾川の尾張大橋周辺の堤防の整備でございますが、ここは私がくどくど申し上げなくても、高さが尾張大橋の上で5メートル。だから、洪水は超えていくという前提で防災計画がつくられておりますよね。

それからもう1つは、地盤沈下対策にしても何にしても、伊勢湾台風以降のいろんな対策が、尾張大橋を挟んだ一定の区間は全部ストップしているところですよ。堤防の幅も足りない、高さも足りない、しかも東側に深い川があって、液状化や何かの、巨大地震の揺れに

よって堤防そのものも心配ということで、国の基準でも、この地域の防災計画の基準でも重要度Aという、一番危険だというところが重なり合うような場所であります。したがって、ここの解決の問題というのは、せつかく上流と下流に、下流は高さ7メートル50、J R鉄橋から上流は7メートルで今堤防は整備されていますが、ここがそういう状態であるということは、弥富市民だけじゃなくて、この地域全体の問題でもありますので、ぜひここの対応を一日も早く国や県の施策として進めていただくことを、当然弥富市だけでできることではありませんが、ここの場所を市の一部として持っている弥富は、一番周辺の市町や県の協力もいただいて、声を大きくしてやっていかなきゃいかんところだと思いますので、防災計画の最重点課題の一つとしてぜひ正面から取り組んでいただきたいと思います、御答弁いただきたいと思います。

議長（佐藤高清君） 伊藤防災安全課長。

防災安全課長（伊藤久幸君） お答えいたします。

一時避難場所の候補地のお話でございますけれども、昨年の調査段階で、建物につきましては一応すべてのところをリストアップさせていただいております。ただし、なかなか御理解いただけないところもあります。また、分譲マンションにつきましては、個々が所有者ということもございますので、その辺のところをどのようにやっていけばいいかということは今検討しているところでございます。それから、公共施設でございますけれども、現在屋上等に上れるところにつきましては、すべて一時避難所として使わせていただいております。また、御指摘がありましたように、屋上に上れないところについて上れるようにしたらどうかというお話でございます。これにつきましては、今後の検討課題として、させていただけたらと思っております。

いずれにいたしましても、先ほども議員言われましたように、まだ想定自体が固まっていないということがございます。ですから、現在の想定の中で、もっと低い場所でもそれが安全であるという可能性は非常にあると思います。そういったことも考えながら、今後、一時避難場所をふやしていく努力をしてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

議長（佐藤高清君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 避難場所の件につきまして追加答弁させていただきますけれども、私ども行政のほうは昨年マップ上に、いろんな方の御協力をいただいて大変多くの避難場所を設置させていただいておるわけでございますけれども、今それぞれの地域で自主防災組織とこのを立ち上げていただき、共助の精神で、地元でそういうところがないかという形で、そういうところをオーナーさんと契約していただいているという例がふえてまいりました。ぜひ地域の中でそういった箇所を見つけていただきたい。堀岡議員がお見えになりますけれども、鯛浦の下之割では私たちの指定の場所以外にも、その倍の数字の、自分たちで考えて

いこうじゃないかというような機運が盛り上がってきております。ぜひ私たちもそういった共助という形で、またこれも公のほうで御協力させていただきますので、ぜひそれぞれの地域の中でそういう箇所があるというふうに思っておりますので、御協力もいただきたいと思っております。

議長（佐藤高君） 三輪土木課長。

開発部次長兼土木課長（三輪眞士君） 続きまして、尾張大橋のかけかえについてお答えさせていただきます。

議員が以前から言われておりますように、同じ国の事業でありますけれど、河川局と道路局の整備の考え方自体が全く違っているところがございます。河川整備計画に合わせての橋の改良工事の計画がされていない状況であることから、きのうも市長のほうから答弁させていただきましたが、橋梁付近に対しての大型土のう等の水防活動によって河川地域の安全を確保するという見解を聞いておりますけれど、これにつきましては、引き続き尾張大橋付近の高潮堤防の補強と橋梁改築の早期整備を、木曾三川下流改修工事促進期成同盟会がありますので、これにつきましては、桑名、海津、弥富、愛西市、木曾岬町でございますけれど、毎年、年2回ほど関係機関に要望しておりますので、今後引き続き強く要望してまいりますので、よろしく願います。

議長（佐藤高君） 三宮議員。

5番（三宮十五郎君） この問題は、以前から危険であるということについては国のほうも認めているわけでありまして、整備計画について言うと、道路として使う上では支障がないということ、どうしてそんな結論が出るのか私も理解に苦しみますが、出したことで、伊勢大橋等の改修が終わった後に考えていくということで、事業計画も何にもないというのが実態なんですよ。これほど巨大地震、あるいは地震そのものによる堤防の決壊さえ心配されるような状況のもとで、道路として使う上で支障がないという決定がされたことによってこの計画がどんどんどんどん先送りされていくというのは、私は、一番懸念される、弥富市としては黙って見ていることはできない問題であると思っておりますので、ぜひふさわしい位置づけにさせていただいて、せっかく上流・下流部でどんなに立派な堤防をつくっても、間で切れてしまえば意味がないわけでありまして、先日御答弁いただきましたような、土のうで何とかできるような性質の問題ではありませんので、そういう問題として、市長を先頭にしていただいて国や県に要請しながら、一日も早く着手できるような御尽力をいただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

議長（佐藤高君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 三宮議員に御答弁申し上げます。

三宮議員のほうから1月4日に、新年度予算に対する要望事項も含めまして、緊急要望と



いう形で木曾川の問題につきましても御質問いただいております。我々としても、これからさまざまな関係機関のほうに機会あるごとに御要望申し上げていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

議長（佐藤高君） ここで暫時休憩をします。再開は11時10分から行いますので、よろしくお願ひします。

~~~~~  
午前11時00分 休憩  
午前11時10分 再開  
~~~~~

議長（佐藤高君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に那須英二議員、お願ひします。

4番（那須英二君） 日ごろ市の発展のため御尽力されていることに敬意をお払いいたします。

特にこの弥富市はすぐれた子育て支援のため、子育てするなら弥富でと定評を得るほどで、この少子・高齢化社会の中で子育て世代が定住し、安定した税収を支え、子供の減少がほかの市町に比べましても比較的緩やかであるのは、この弥富市にとって大きな希望となっております。そこで、私から大きく分けて3つの項目、保育、児童クラブ、不妊治療やワクチン等について質疑させていただきます。

1つ目の項目、ゼロ歳児保育、産休明けからの保育の受け入れと給食についてですが、ここについては5つの見出しに沿って行います。

まず、1点目と2点目をあわせてですが、長引く不況の中、若い世代の中にも仕事が減少し、派遣法の改定などにより雇用において規制緩和されたことで、臨時、派遣、パート、アルバイトなどの非正規と呼ばれる雇用の形態が不安定雇用、低賃金を引き起こし、生活のために幼い子供を預け働かざるを得ない、そんな世帯がふえています。特にこの雇用状況下で、産休後、育児休暇をとろうとすると、解雇もしくは辞職を促されるといった事例も聞き及んでいます。そして、一度職をやめてしまえば再就職するのもにも困難な状況で、幼い子供を持つ親、これから子供を産み育てようとする若い夫婦は、大きな不安に悩み、子供をつくるのにも二の足を踏ませる状況をつくり、少子化を加速させています。そこで、この弥富市でも安心して子供を産み育てられる環境を整えて、少子化の流れを軽減するためにも、産休明けから預かってもらえるような制度の改善が必要ではないかと思いますが、これについて今後市の見解はいかがでしょうか。また、もし受け入れができないといった場合、何が弊害となっているのか、お答えください。

議長（佐藤高君） 鯖戸児童課長。

児童課長（鯖戸善弘君） 今の件について答弁させていただきます。

質問を伺う中で、少子化の原因として今の雇用の状況ということが出ておりましたが、必ずしもそういう状況ばかりでないのも影響あるかと、そのように自分は理解しております。

そうした中で、今質問の中で産休明けからの保育所の入所ということですが、まず現状を見てみますと、特に現在は問い合わせもないところですし、その件につきまして、従来8カ月から行っていたのを6カ月から行うということで、弥生保育所のほうで行いました。それで、現実、今6カ月、7カ月の方の保育を預かっているということもない状況です。ただ、もし問い合わせがあった場合、近隣の市町村で産休明けからの保育を受けている民間の保育所等もありますので、そういうところを紹介するなどして対応はしていこうと考えておりますし、基本的に子育て支援の中で、保育とかいわゆる子育ての考え方において、市としては、8カ月ぐらいまでの間はやはり親の愛情の中で子供が親と触れ合う。日常の中で目線を合わせながら一緒に触れ合っている時間の中で心の安定した子供に育っていくし、親も子供と愛情を交わす中でいい子育てをしていただきたい、そういうことも含めた支援をしていきたいと考えております。もし問い合わせがあったらほかの保育所を紹介して、就労と両立できるようなことは考えております。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 那須議員。

4番（那須英二君） ほかの市町村で対応するというお答えでしたが、弥富市でも預けていけるような環境を整えていくことが早急の課題となっております。現実には生活のために断腸の思いで、子供と一緒にいたいといった気持ちを抑えながら働かなければならない、こんな苦しみを抱えながら親たちは働いているんです。そういったお気持ちを御配慮いただけるようお願いいたします。

私どもに寄せられたお母さんたちからの声を紹介いたしますが、例えば桜学区、30代女性からは、「産後、新しく仕事を探して働くというのは無理だと思います。子供の面倒を見てくれる親がいない人はどうすればいいのでしょうか。もっと産後のことを考えてもらいたいです」。このほかにもまた、以前には、十四山地区で産休明けから働こうとしても預かってもらえないので、やむを得ず愛西市の保育所に預けていました。弥富でもぜひ3カ月程度、産休明けからの保育をお願いしますと、安井光子元議員のもとに相談があったと伺っています。今、ニーズがないということをおっしゃいましたが、ニーズは潜在的に存在しているといったことも踏まえながら御検討いただきたいと思います。また、そうした市民の声にこたえていくことが、住民の福祉を増進させる市の役割ではないでしょうか。そして、このたびの市長の施政方針である、健やかで優しいまちづくりにおける子育て支援の充実、この方向にも合っているのではないのでしょうか。そういったことも踏まえ、早急に御検討いただきたいと思います。市長、御回答をお願いします。

議長（佐藤高清君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 保育の問題につきまして御答弁させていただきますけれども、昨年、弥生保育所におきまして、従来の8カ月から6カ月の子供さんをお預かりさせていただいておりました。最初は一、二名お見えになりましたけれども、現状としてはその方たちも、その子供さんが成長されるわけですから、当然8カ月、10カ月、1年という形になっていくわけでございます。現在6カ月の受け入れをさせていただいておるわけでございますけれども、御要望の御父兄の方はお見えにならないという状況でございます。

産休明けの3カ月からという形でございますけれども、私は、3カ月というのは非常に子育ての大事な時期ではないかなあというふうにも思っております。そうした中でお母さんの愛情というのをしっかりと注いでいただければと思っております。しかしながら、就労という、一方ではそういう関係もあるうかと思っております。他市のことも参考にしながら、検討課題とさせていただきたいと思えます。

議長（佐藤高清君） 那須議員。

4番（那須英二君） 今後の雇用のことも考えて御検討いただきたいと思えます。

3つ目に移ります。保育所の職員や労働条件の改善についてですが、現在、保育士のうちで約6割が臨時職員といった状況になっています。鯖戸児童課長よりいただきました資料によりますと、現在86名が正規職員、111名が臨時職員となっています。その中でも常勤の非常勤という、正規職員とほぼ同じように働きながらも、賃金は正規のおよそ半分、休暇などの待遇にも格差があると存じます。例えば、私と同年代くらいの正規職員がおよそ年間500万から600万円ほどに対して、非正規職員は200万円から250万円ほどです。非正規職員には一時金もなければ、年次有給休暇は正規の半分、産休、病休、そして忌引休暇さえない状況になっています。我が国でもILO（国際労働機関）の第100条条例、同一価値労働男女同一報酬原則を批准していますから、差別的な取り扱いを規制することが強く求められています。

そこで質問いたしますが、日ごろ市のために働き、貢献している非正規職員に対して処遇の改善をすべきと思いますが、市ではどのようなお考えか、お聞かせください。

議長（佐藤高清君） 鯖戸児童課長。

児童課長（鯖戸善弘君） 答弁する前に、1点確認をしておきたいと思えます。

実は那須議員にお渡ししたのは、それは断った上で、昨年安井議員にお渡ししたものでございます。その中で自分も補足をしましたが、実は、臨時雇用職員の中には2人で1人分の正規職員として働いていたりしますもんで、それだけで決して、いわゆる保育を必要とする最低基準に対する割合というような理解にはしていただかないようお願いしたいと思いますし、また延長保育担当で来られる保育士もいますもんで、そういうことを含めて御理解い

ただきたいと思います。

臨時職員の雇用の待遇についてですが、説明させていただきます。

臨時保育士の働きやすい環境を維持するために、さまざまは雇用形態をとっています。フルタイムに近い形で働く臨時保育士、御主人さんの扶養の範囲内で働きたいという臨時保育士、延長保育に対応していただく保育士等です。先ほど言っていたとおりです。そうした中、市としては、途中入所により年度途中でも臨時職員の確保がしやすいように、フルタイムに近い働き方の臨時職員の時間給を平成24年度からアップする計画であります。具体的に申し上げますと、1日7.5時間で1週間に5日勤務する保育士は、今までの時間給の970円から時間給を1,100円に上げ、経験により1年30円ずつ加算し、加算上限を6年で180円とします。そのことにより、6年目には180円が加算され、時間給で1,280円となります。それは、23年度まで行っている常勤的臨時職員のと時の日額を時間給に換算した1,268円を上回るという計算になります。そうした中で正規職員に近い形の臨時職員についての待遇を改善しているということで、御理解いただきたいと思います。

議長（佐藤高清君） 那須議員。

4番（那須英二君） 鯖戸課長より伺っておりますと、常勤的非常勤でも30名ほどに達すると伺っています。そして、この常勤的非常勤を改善するという方向でお示されましたが、現行は日給9,510円で支払われています。先ほど紹介された時給1,100円ベースで経験加算をアップさせますと、まず1,100円の場合1日8,250円、1日当たりで1,260円もマイナスということですが、しかも、月に換算すれば3万円以上の減額となっています。経験加算を加算し、1年ごとに時給を30円アップしていくということですが、上限額である6年を迎えないと、すなわち180円アップの最大時給である1,280円にならないと、現行より減少してしまうといった計算になります。なぜ日ごろ貢献している非正規職員に対してこのような措置をとられたのか、お聞かせください。そして、先ほど申し上げたとおり、休暇などの対応にもお答えください。

議長（佐藤高清君） 児童課長。

児童課長（鯖戸善弘君） お答えさせていただきます。若干説明が不足していたところがありますもんで、そのところを補足させていただきます。

現実的に常勤的臨時雇用職員として数年働いておっていただく保育士がおります。その方も今までの経験として加算していきますもんで、1,280円とか、若干それよりも少ない1,250円になりますもんで、1カ月に直すと今までの常勤的臨時職員と変わらない金額になるというふうに考えております。

あと休暇とか待遇などですが、正規職員との賃金以外の待遇の格差につきましては、有給休暇、病気休暇、特別休暇の面で格差はありますが、厚生年金保険、あるいは健康保険及び

雇用保険に加入しておりまして、ほかの自治体と比較して、賃金の面でも上位の水準であるのではないかと考えています。今後とも国や他市町村の状況を注視しながら、雇用条件を考えていきたいと考えております。

議長（佐藤高清君） 那須議員。

4番（那須英二君） 基本的には、先ほど申し上げたとおり、同一労働同一賃金同一待遇でお願いいたします。

そして、常勤的非常勤ということであれば、なぜ正規職員をふやす方向で考えられなかったのか、お答えください。

議長（佐藤高清君） 村瀬総務課長。

総務部次長兼総務課長（村瀬美樹君） なぜ正規職員がふやせないかという御質問に対して、お答えをさせていただきたいと思います。

今、弥富市職員の採用、それから採用計画を含めてでございますけれども、これは定員管理の問題もございますし、私どもとしては行政改革の指針も示してございます。そうした中におきまして、必要な分だけ正規職員を採ることができれば非常にいいことではないかとも思いますけれども、半面、また多額の費用を必要とするものでございます。では、この費用はどこにしわ寄せが行くかということも含めて総合的に判断をし、臨時職員の方々に御協力をいただきながら、保育所の運営を支障なく進めていき、両者のバランスをとっているという状況でございますので、御理解をいただければと思っております。

また、先ほど臨時職員の常勤的と非常勤で随分差ができるんじゃないかということが1つございましたけれども、このたび常勤的臨時職員をなくした背景の一つとしては、例えば4月から常勤的臨時職員で勤めてみえる方に関しては、議員御指摘のとおり1,268円という賃金が支払われて、これは時間に直すとでございますけれども、ただし5月からこの常勤的臨時職員と同じような形態で働こうとされた方に関しては、970円であったわけですね。そうすると、同じような形態が始まった時期が4月か5月かによって、どうしてもこの両者に差ができてしまう。こうした差も埋めていきたい。非常勤職員の皆さんに均衡のある勤め方をしていただきたい。これが一つは差がないということではないかということも含めて、私ども協議をし、また待遇面でも下がらないように考えた結果でございますので、御理解がいただければと思っております。よろしくお願いいたします。

議長（佐藤高清君） 那須議員。

4番（那須英二君） 限られた財源の中でということと、あとそのしわ寄せが、おっしゃったとおり非正規職員に及んでいるというところも踏まえながら、今の行政を支えているのは非正規職員であるということも十分に認識しながら、処遇の改善等を御検討いただきたいと思っております。

現在、日本全体で非正規職員と呼ばれる雇用が広がり、全体の約4割が非正規職員という状況です。高校生や大学生が卒業しても2人に1人が非正規職員、もしくは仕事がないような異常な状態になっています。このこと自体が社会問題で、国内の消費・内需を冷え込ませ、長引く不況の原因となっています。

資料1、私のほうから提出させていただきました資料のほうをごらんください。

こちらは、愛知県で大学の教授や労働組合、各種民主団体などが協力して調査・研究したもので、最低生計費という、決してぜいたくではない、当たり前の暮らしをしていくために一体幾らかかるのか、その試算をした結果になっています。例えば25歳男性で月額、下のほうに行きますと22万2,998円、30代夫婦のお子さんを抱えたところでは月額41万1,616円、このようになっています。現在の非正規職員ではこの水準を満たすことが困難な状況にあります。特に若い世代では、こうした不安定雇用や低賃金のため、非正規はもちろん正規であっても、異常な残業、長時間労働、休日出勤などで出会いや愛をはぐくむ時間さえ少なく、結婚や子供を産み育てることが困難な状況をつくり、少子化を加速させているといった背景にあります。少し前の国勢調査では、30代の男性がおよそ半分結婚できない、そんな状況になっています。こんな状況だからこそ、非正規職員であっても、憲法第25条にありますように、人間らしく、健康で文化的な生活を保障するよう、同一価値労働同一賃金、休暇等においても均等待遇への改善が求められているのではないのでしょうか。むしろ公務の職場だからこそ、民間に率先し行うことでこれを社会全体に広げて、異常な雇用状況を正常な流れに戻す、その一翼を果たす役割になれるように努力をしていくべきではないのでしょうか。答弁をお願いします。

議長（佐藤高清君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 那須議員に御答弁申し上げます。

私たちは、保育所を運営するに当たって一番大事なことは、保育所の質を落とさないことだと思っております。保護者の方から、ここの保育所に預けたら安心だというようなことが、私たちの保育運営の中では一番大事なことでないのでしょうか。そういう状況において、例えば非正規職員という形であっても、経験豊かな方が保育所の中でしっかりと子供さんを保育するということについては、大変私はまた一方での価値があるというふうにも見ておるわけでございます。相対的な支出の中で人件費等は当然考えていかなきゃならないわけです。しかしながら、最初に言いましたように、保育の質を落とさないということを念頭に置きながら、正規職員・非正規職員という形でのバランスをとっていきたいというふうに思っておりますのでございます。

議長（佐藤高清君） 那須議員。

4番（那須英二君） 限られた財政でやりくりしていくのは大変だと思いますけれども、先

ほど三宮議員がおっしゃったように、行政は商売とはかけ離れています。住民福祉サービス増進であり、受益者負担で採算を合わせようという考え自体が疑問に思います。いかに無駄を削減し、福祉や住民サービスなどにお金を回せるか、またここでいいますと保育に回せるか、これが本来持つ自治体の役割ではないでしょうか。私自身もこれからそのような提案が出せるよう勉強し、研究し、ここにいる皆さん方や市民の皆さんと協力し合って、だれもが安心して暮らせるよう努力していきたいと思っています。また、行政におきましても、その姿勢が社会全体に影響することも踏まえ、今後雇用のあり方について慎重に御検討いただくようお願いいたします。

続いて、5つ目の保育所の給食について移ります。

1年前の東日本大震災における福島第一原発の事故により、お子さんを抱える親御さんを初め、多くの方が放射能に対する不安を感じています。学校給食においては、毎月、愛知県学校給食会の検査課で測定し、安全性の確認を行っているが、この弥富市のホームページでも紹介されておりますが、保育所の給食については、仕入れ先、検査等の体制はどのようになっていますでしょうか、お願いいたします。

議長（佐藤高君） 鯖戸児童課長。

児童課長（鯖戸善弘君） 食の安全については大変重要な問題だという認識であります。そうした中で、管理栄養士も含めながら、使う食材については細心の注意を払って進めているところでございます。それで、食材の安心・安全のための放射線量の検査でございますが、いずれの食材につきましても、放射能汚染の検査が求められている都道府県のものについては、県や仕入れ業者が検査して、あるいは中央市場からのものにつきましては名古屋市が検査し、安全であることが確認されている食材が市場に並んで、それを小売業者が買いに行くという形を確認しております。安全が確認されたものをすべて使用しております。

もう少し具体的に述べますと、野菜や米、魚介類は、基本的に地産地消の考えにより、なるべく地元で生産されるものを使用するようにしていますが、広域に取り寄せる場合においても、地元よりなるべく西のほうということを考えながら取り寄せております。また、ヨーグルトなどの乳製品の原材料につきましては、メーカーに問い合わせたところ、放射能汚染の可能性のある都道府県の牛乳などは使用していないというところでございます。このようなことから、保育所で扱う食材につきましては、安全が確保できていると確信しております。ただ、避難所やその周辺の生産者が震災前の生活を取り戻すのも必死で今行っているところです。そうしたことも考え合わせながら、安全な食材を生産していても風評被害をこうむらないように、私たちもきちっと対応しながら進めていかなければならないと考えております。

それからもう1つ補足で申し上げますと、ここ二、三日のところ、あま市で干しシイタケの件がございました。セシウムが検出されたということで、そのことにつきましても、早急

に保育所で使っている干しシイタケも産地を調べて、それがどのように検査されていたか過程を確認しましても、これは静岡産でしたけど、静岡県で確認して安全というのが市場に出回っていて、それを利用しているもんで、その件についても御安心いただきたいと思います。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 那須議員。

4番（那須英二君） 比較的安全性が確認されているということだもんですから、こちらもホームページなどで紹介して、市民の皆さんにも安心してもらえるよう、情報公開を行っていただけたらと思います。

では、2つ目の大きな項目、児童クラブについて、4つの見出しについて進めていきます。

まず、1つ目、2つ目をまとめて行いますが、児童クラブ4年生以上の受け入れ体制についてです。

現代社会において核家族化が進み、その一方で、先ほど申し上げたとおり危機的な雇用状況のもとで、共働き、あるいは母子・父子など、子供を預けながらも働かなくてはならない状況は保育所ばかりではなく、小学校でも同様です。当市では要綱により、保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に対して、児童クラブの運営を行っております。しかしながら、小学1年生から3年生までという制限があり、現行では4年生以上は預けられない状況になっています。保護者の方々からは、4年生以上も預けられるようにしてほしい、安心して親が働けるように助けてくださいといった声が上がっています。そこで、今後市民の困っている現状にこたえて、4年生以上も預けられるように改善していく姿勢があるのかどうか、またできないというならば、空間、財政、どの部分に問題があるかなど、明確にお答えください。お願いいたします。

議長（佐藤高清君） 鯖戸児童課長。

児童課長（鯖戸善弘君） お答えさせていただきます。

若干、那須議員の質問のところと確認の意味もあって、児童クラブの位置づけもお話しさせていただいた上で考え方のほうを紹介させていただきます。

児童福祉法に定める放課後児童健全育成事業については、対象者は、保護者が労働などで昼間に家庭にいない10歳未満 10歳未満というのは基本的に3年生までということですが に対して行うものとされていて、それに従って弥富市でも運営しているところがございます。そういう基本的なことを御理解いただきたいと思います。

実際、児童クラブの内容を眺めてみますと、3年生になると徐々に児童クラブの利用をやめる児童も逆にいたりします。その理由は、児童クラブに来なくても1人で留守番ができるようになったり、あるいは習い事に出かけるという状況があるからです。そのようなことを考えて、実際児童クラブの指導員の先生方に、4年生になってどれほど声があるかと聞いた



ところ、決して多い数ではないという中で、4年生で児童クラブの利用の声があったとしても、一、二カ月で1人で留守番ができるようになっていくということで、問い合わせがあったものでも、そのうち声がなくなっていったという状況でございますし、もし一、二カ月の御利用があるのならば、そうしたすき間のところをサポートするために、市ではファミリーサポートセンターなどの仕組みもありますもんで、そういうのを御利用いただきながら御理解いただければと思っておりますし、また市には児童館という施設があります。親が就労していても、4年生以上でしたら児童館を利用するなどして、健全に余暇を過ごしていただければと考えております。以上です。

議長（佐藤高清君） 那須議員。

4番（那須英二君） スペース的・財政的には問題ないということによろしいでしょうか。先ほども言ったとおり10歳未満ということですが、他の市町村でも行っている事例もありますから、そして現に、市民の声が少数であってもあるといったことを念頭に踏まえながら、今後の検討課題としていただきたいと思っています。

先日、私、さくら児童館に調査・見学に行きました。そこに通う児童に聞いたんですが、お父さんは10時過ぎまで、お母さんは6時ごろまで仕事をしているそうです。多くの親御さんにとって、この時代に安心して子供を預け、働くことができる環境を整えていく児童クラブは、本当に助かっている事業になっています。この児童はもうすぐ3年生で、あと1年ほどすると児童クラブを利用できなくなってしまいます。そうしますと、この子は1人で家でお留守番することになってきます。先ほど児童課長のほうのお答えにもありました。そして、本人が自立していくということでしたが、もともと1人で家でお留守番すること自体が自立という考えが本当に正しいのかどうか。それを本当に自立と呼ぶのか。自立というのは自分で考えて行動することで、それは1人で家で引きこもっているような自閉的な空間から形成されるものではなく、多くは集団生活や、そこにいる指導員、同じくして通う児童たちなどから刺激を受け、育つものではないでしょうか。高学年になれば後輩の面倒を見る、こういった心も育て本当の意味での自立につながると思いますが、いかがでしょうか。

議長（佐藤高清君） 児童課長。

児童課長（鯖戸善弘君） 今、那須議員がおっしゃられるように、自立というのは決して家に閉じこもることだとは全然思っておりません。1人で留守番できるということは、決して家におってということで私は述べたわけではございません。先ほど紹介しましたように、児童館あるいは子どもの遊び場、子どもの遊び場は市内に26ほどあります。そうしたところで、家に帰ってから異世代の友達と一緒に遊んで遊んで、上下関係とか外遊びとか、また助け合うこととか、いろんなことをはぐくみながら育ててほしいと思っておりますし、そうした姿は今に始まることなく、脈々と、いわゆる地域の子供たちの姿としてありまして、そし

て健全で遊べる場所も、児童館あるいは子どもの遊び場ということで確保しておりますもので、御理解いただきたいと思います。以上です。

議長（佐藤高清君） 那須議員。

4番（那須英二君） そういったことでしょうか、最近は一昔前と違って、児童をねらう犯罪や不審者なども増加しており、親御さんにおきまして、子供だけでお留守番させる、また外に遊びに行かせるというのは本当に大変な不安を感じております。私もパトネットという防犯情報のメールサービス配信の登録をしておりますが、この弥富市でも少なくない頻度で不審者情報が入ってきております。当市の言われる自立において、そして安全という観点においても、市民のお役に立つイコール働く親を支援するといったことにおいても改善が求められておると感じますが、いかがでしょうか。でも、時間の都合上で回答は要りません。そういったことも踏まえて御検討をお願いします。

続きまして、児童クラブのカリキュラム等についてですが、保護者の方から、せめて宿題くらいは見てほしいですとか、指導員の先生が怖くて児童クラブに行きたくないと子供が言うんですと、そういった声がありました。先日拝見させていただきましたが、私自身の感想ではとてもよい環境でした。今後もほかの児童クラブも見学・調査に行かなければなりません。児童の中から当番制でおやつを配ったり、時には静かにしてくださいと注意したり、何時から何時までは宿題の時間ですよというようにメリハリをつけて行っていました。現在、私自身独身で子供なしですが、私自身にもし子供がいましたら、預けたいと思うほどすばらしい環境でした。

しかしながら、職員さんすべては非正規職員ということ。さきの臨時保育士のところでも述べましたとおり、非正規職員の処遇改善はもちろん検討していただくこととしまして、今後さらに発展させ、児童一人一人の綿密な計画を立て、成長を助け、保護者にも報告やアドバイスを行っていったり、将来この弥富市における優秀な人材育成の観点、そして児童クラブにおける責任、管理運営などのためにも、1事業所につき最低1人くらいは正規職員の配置が必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

議長（佐藤高清君） 鯖戸児童課長。

児童課長（鯖戸善弘君） 前半と後半に分けて少し答弁させていただきます。

最初の部分で児童館の実態のところ、こうした機会に再度御理解いただくために、重なる部分があるかもしれませんが説明させていただいて、後半の部分で職員のことを説明させていただきます。

児童クラブにおきましては、学校のように厳密なカリキュラムというのはございません。児童福祉法においても、適切な遊び場、生活の場を与えることとなっていると。その範囲内でございますが、現実的には児童が規則正しい生活習慣を維持するために、学校から児童ク

ラブに到着すると、手洗いや水分補給をした後におやつの時間、勉強の時間、遊びの時間、休息の時間 休息の時間になると、ぼちぼちとお母さん方が迎えに来られるということです を定めております。そうした中で当然宿題を持ってきた子供がいたら、そこで自由にやっておっただいています。ただ、塾ではないもんで、一人一人についてきちっと教えるということはありませんし、必ずしも宿題をやるということでもなく、自分でほかの勉強を持ってきたりとか、読書を楽しんでいるとか、それはさまざまでございます。そういうことで御理解いただきたいと思っております。

それと、実は先週の土曜日、市のほうで防災の講演会があった土曜日なんですが、私ども4つの児童クラブに出かけまして、4月から入所するお母さん方と、児童クラブの指導員と、私どもとでガイダンスというのを行いました。それはどういうことかという、やはり大事なお子様を市のほうで預らせていただきますもんで、そうした中で信頼関係ができるということで、きちっと話をさせていただきましたし、児童クラブというのは集団生活をするところでもんで、そういうときについてはやっぱり決まりというのもございまして、あらかじめ親御さんには知っておっていただきたいし、子供の安全を守るために親との手続的な書類のことがありますもんで、そういうのもきちっと確認するために持たせていただきまして、そうした中で自分自身が言ったことがあるんです。お母さん、迎えに来たら手を招いて子供を呼ぶんじゃないで、中まで入ってきてくださいと。そして、先生とお子さん顔と顔を合わせて、そこでありがとうございましたと言って、お互いに感謝の気持ちで子供を引き渡しましょうと。そうする中で児童クラブのほうにおいても、子供さんのきょうのことを、こんなことができよかったよとか、ちょっと途中から何か熱っぽくなってきたもんで、お母さん、すぐ気をつけてくださいねとか、一つ一つの声かけをしていく中でいい信頼関係をつくっていききたいし、そうしたお互いが感謝し合う気持ちを子供の前で会話していることが大事な子育てになっていくという気持ちでやっていきたいと思いますということをお話しさせていただきました。そういうことを含めて、児童クラブの運営について御理解賜りたいと思っております。

そうした中での正規職員を1人ほど置いていただきたいという御要望でございますが、御承知のように、平日の児童クラブは3時間半から4時間程度が勤務時間でございます、子供が帰ってから6時半までの間ですから。そういう状況ですので、児童クラブに正規職員を配置することは現在考えておりません。ただ、児童課の中には児童クラブ担当職員がいて、運営のサポートをしております。そうすることによって、他市町村の児童クラブにも劣らない、先ほどお褒めいただいたレベルの児童クラブの運営をしておりますもんで、御理解賜りたいと思います。

なお、臨時職員の賃金につきましては、時間給で、時間が短い関係で970円でございますが、そのリーダーの方には60円アップして1,030円をお願いするように、24年度は考えて

おります。以上でございます。

議長（佐藤高君） 那須議員。

4番（那須英二君） 正規職員に対しては担当がいるということでしたが、ただ児童一人一人に綿密な計画、報告、また今後イベントの企画とか、そういった子供のいる時間以外にもたくさんの仕事はあるかと思いますが、そういったことも踏まえながら今後検討していかせてください。

4番目の利用料について申し上げます。

保護者として、月に5,000円という利用料というのは決して安くはない負担になっています。旧十四山村時代では2,000円でした。そのために利用できなくなったという御意見も聞いております。そもそも生活が苦しいので、収入をふやすために少しでも長く働けるようにと子供を預かっていくわけですから、そこから安くはない負担を強いるというのは、いささか疑問を感じるわけですが、当市においては減免制度も行っています。多くは母子・父子などの方が利用されているといったことですが、これについては現在半額。これはもう全面免除でもよいのではないかと個人的な感想も持ちますが、そして今後、低所得者に関しましても、生活保護や非課税世帯は今全額免除ということですから、それ以外の低所得者に対しましてですが、例えばさっきの資料1の最低生計費を参考にさせていただきながら御検討いただきたいのですが、世帯で年間500万円以下といったところに関しましても、減免の制度の拡充をしてはいかがかと思いますが、今後御検討をお願いして、ちょっと時間の関係上、回答は結構です。

続きまして3項目め、不妊治療、ワクチン等について、急ぎ、3つの見出しについて行います。

まず、1つ目の不妊治療についてですが、一般的な不妊治療を行う場合、現在、自己負担額の2分の1、上限が5万円までというのが県の制度にあります。来年度からはその上限を4万5,000円にするなど、改悪、補助の削減をしようとしています。本来は詳しく説明したいところなんですけど、ちょっと時間の関係上、飛ばさせていただきますと、端的に申し上げますと、県がやらないなら市で独自に全額補助、もしくはそれに近い自己負担額で受けられるようにしていただきたいと思っています。現行制度では全く足りていません。といいますのは、不妊治療は本当に高額な治療になっていまして、病院によっても、個々人の状態によってもそれぞれ大きく差があるんですが、一般的な人工授精の場合、年間30万円から40万円ほどかかると言われています。その中で上限が5万円、さらに今後4万5,000円に減らしていくという方向であれば、本当に受けられないといったのが現実であります。

実は私、あるお宅でこんなお話を聞いてきました。不妊治療を受けたいんだけど、効果があるかどうか分からないのに、こんなにも高額な治療費は払えません。この言葉に私

自身すごい重みを感じてまいりました。この方は実際不妊治療のカウンセリングに行きまして聞いたところ、不妊治療1回につき25万円から30万円ほどかかると言われたそうです。しかも、成功率は10%から20%といった低確率になっています。こんな状況の中で治療を受けるのには物すごく勇気が要ることなんではないでしょうか。子供が生まれるということは、人生において最大限の喜びです。治療を受けてまでも子供を産みたいといった心をかんがみませば、その喜びははかり知れない。そして、この少子化の時代の中で子供を産みたいと願う人の願いをかなえていくことは、市長の言われる健やかで優しいまちづくりの子育て支援の充実の方向性にも合い、何より弥富市においても将来の希望となっていくのではないのでしょうか。「子育てするなら弥富で」から、さらに「子供を産むなら弥富で」と言われるくらいになるように、市独自の上乘せの補助の拡充を御検討いただきたいと思います。御回答をお願いします。

議長（佐藤高君） 渡辺健康推進課長。

民生部次長兼健康推進課長（渡辺安彦君） 那須議員の質問にお答えを申し上げます。

今、議員おっしゃられたとおり、県におきましては来年度から、補助額の年額上限を5万円から4万5,000円と、また助成の対象者につきましては、今年度まで性タイミング療法、ホルモン療法、人工授精等の治療について対象としておりましたが、来年度からは人工授精のみということで、県の補助基準が変更になります。しかしながら、人工授精以外につきましては、健康保険の適用になるものがほとんどでありますから、来年度からは私ども弥富市としましても、県の補助基準に合わせた内容で行いたいと考えておりますので、御理解願います。

議長（佐藤高君） 那須議員。

4番（那須英二君） 健康保険の対象になるということですが、ただ軽減されても本当に高額な治療費になってきまして、しかもその確率は、先ほど申し上げたように低確率。この状況で、本当に子供を産みたいと思ってもなかなか治療に踏み切れないといったことがこの少子化の背景にもあり、またその少子化を少しでも軽減させていく方向におきましても、今後の御検討課題としていただきたいと思います。

最後になりますが、次の項目、ヒブ、子宮頸がん、肺炎球菌などのワクチン等について端的にまとめて申し上げますが、資料の2をごらんください。

こちらは愛知保険医療の団体の新聞になりますけれども、現行の制度の一覧が下のほうに掲載しております。この資料2にもありますように、海部津島地域におきましては、他の市町村に比べても、ヒブ、子宮頸がん、ここでいうHPVになっておりますが、小児肺炎球菌、そういったワクチン等の補助が自己負担のおよそ3分の1程度の補助額になっています。ほかの市町村と比べましても、こういった部分は本当に少ないということが言えます。ことし

の5月から、高齢者の肺炎球菌についても3分の1程度の補助をするということで、これは本当に大きな前進となっておりますが、今後さらに発展させるために海部医師会などでも発言・御提案をしていただき、さらなる前進を求めたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（佐藤高清君） 渡辺健康推進課長。

民生部次長兼健康推進課長（渡辺安彦君） このワクチン接種の助成につきましては、海部医師会にお願いする関係から、おおむね足並みをそろえてやらせていただいているところでございますが、何分まだ開始したばかりでありますので、今のところ拡充は考えておりませんが、近隣町村の動向や接種状況など、今後の推移を見守りたいと思っております。

議長（佐藤高清君） 那須議員。

4番（那須英二君） これにつきましても、多くの市民の皆さんからも御意見いただきまして、ほかの市町村でもかなりの補助額があるのに、弥富市においてはまだまだ少ないといったことを伺っております。ですから、そういったことも踏まえて今後の検討課題としていただきたいと思います。

これで私の質疑を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

議長（佐藤高清君） 暫時休憩とします。再開は1時から行いますので、よろしくお願いたします。

~~~~~  
午後0時00分 休憩  
午後1時00分 再開  
~~~~~

議長（佐藤高清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に炭竈ふく代議員、お願いします。

11番（炭竈ふく代君） 11番 炭竈ふく代でございます。

通告に従いまして、1点目に期日前投票受け付けの手續の簡略化についてお伺いをいたします。

昨年2月に愛知県知事選が行われました。また、4月には県議選と続き、本年2月には弥富市議選が行われました。有権者の皆様には、投票日当日に投票へ行く方、また仕事や旅行などで当日都合の悪い場合は、期日前に投票するという方もふえてきています。投票日当日に投票に行かれる方の受け付けは、入場券を提出し、本人確認が行われた後はスムーズに投票へと流れていきます。これに対し期日前投票では、受け付けを行う際、担当の職員の前で投票人が住所、氏名、また投票当日に行けない理由を宣誓書に記入しなければなりません。こうした様式について、どうも期日前投票に行きにくいとおっしゃっている方の中には、受け付けの手續が煩わしいと感じたり、投票所の雰囲気や職員の前での書き込みに大変緊張す

るといった声を耳にしております。高齢者や障害を持つ方にとっては、さらなる御負担を強いることになるのではないのでしょうか。

昨今では、尾張旭市や長久手市、また津島市や蟹江町といった近隣市町において、期日前投票が簡単にできる様式になっています。例えば津島市では投票所入場券の裏面に宣誓書が印刷をされており、期日前に投票する理由が4項目記入されており、該当項目に丸をつけ、住所、氏名、生年月日の必要事項をあらかじめ記入していくことで、受け付けの手続が簡単で早く済むということで喜ばれています。有権者の皆様に政治に関心を持っていただき、選挙時は多くの方に投票に行っていただくことが大事ではないかと思えます。期日前投票の受け付け手続を簡略化することにより、投票率のアップも期待できるものと考えます。そこで、本市におかれましても、投票所入場券の裏側に宣誓書の様式を印刷する方法を導入していただきたいと思えますが、当局のお考えをお伺いいたします。

議長（佐藤高清君） 村瀬総務課長。

総務部次長兼総務課長（村瀬美樹君） 期日前投票の受け付け手続の簡略化につきましての御質問にお答えをさせていただきます。

期日前投票につきましては、かつては手作業で行っていた名簿対照作業から、バーコードで読み取るシステムを導入いたしましたので、一瞬に受け付けが完了し、投票所での待ち時間は解消されております。

次に、議員御提案の、期日前投票の宣誓書の様式を投票入場券の裏側に印刷してあれば、必要事項を自宅等で御記入ができて、市役所の期日前投票所での受付の申請書の記入を省略することができるということでございますが、この方法は、議員が述べられたように、期日前投票所での記入の必要がなく、県内の幾つかの自治体で既に導入されている状況もございます。現在、弥富市の期日前投票では、選挙人の方に住所、氏名、生年月日を宣誓書に自署、御自身で書いていただきまして提出する必要がございます。しかし、これを省略しますと、便利さゆえの安全面での不安がございます。平成24年4月に行われました愛知県議会議員一般選挙におきまして、別人に成り済ました詐欺投票が行われまして、選挙管理委員会では被害届を検討されているとの報道がございました。弥富市選挙管理委員会といたしましては、二重投票、いわゆる成り済まし投票を防止し、期日前投票における安全性・確実性を担保していくことがより重要であると考えておりまして、当面は現行どおり、期日前投票所の受付で宣誓書に必要事項を記載していただくことをお願いしたいと考えております。選挙管理委員会一同、皆様と一緒に投票しやすい環境づくり、明るい選挙の管理・執行に努めてまいりますので、御理解をいただきたいと思えます。

議長（佐藤高清君） 炭竈議員。

11番（炭竈ふく代君） 私は、昨年3月でも同様に質問させていただきました。既に近

隣の津島市や蟹江町など導入している自治体があることから、どうして弥富市はやっていただけなのという市民の声も聞かれます。当日投票に行けない理由に丸印をつけるだけで、前もって各自記入をし、投票所へ向かい、受付に出すことによって投票ができる。それだけで手間も省け、投票率を上げる上でのメリットも大きいのではないかと考え、今回も質問させていただきましたが、ただいま総務課長より、二重投票という不正を防止し、そしてまた安全性や確実性を重視することで、当面は現行のまま簡略はせずに、現行の受け付けの様式でいくということで御答弁をいただきました。あつてはならないこととございますけれども、二重投票というデメリットもあるかと思いますが、今後、他市の状況もよく参考にさせていただき、市民がより気軽に期日前投票がしやすい雰囲気づくりに今後も努力をしていただきますことを要望いたしまして、次の質問に移ります。

2点目でございますが、ＪＲ・名鉄弥富駅周辺の整備についてお伺いをいたします。

駅の安全対策とまちづくりの中で、ＪＲ・名鉄弥富駅周辺の整備につきましては、これまでも何度か質問をさせていただきました。特に東西踏切での交通渋滞が問題とされております。今や車の利用増加に伴い、毎日の通勤・通学時は歩行者や自転車の通行等混雑をきわめ、非常に危険な状況にあります。こうした踏切における危険性、また混雑の解消に向け、ＪＲ・名鉄弥富駅の橋上駅舎化をあわせ、周辺道路を含めましたバリアフリー化の整備については、市民からの根強い要望であります。

駅前整備につきましては、平成19年に大学の准教授を中心としたプロジェクトチームも編成をされ、これまでも周辺調査や研究を行い、鉄道事業者との協議など大変に御尽力をいただいていることはお聞きいたしております。24年度の予算にも、弥富駅周辺基本計画策定事業として業務委託料900万が計上をされております。これによって今後も引き続き事業推進がなされるかと思いますが、これまでの協議と進捗状況についてお聞かせいただけますでしょうか。

議長（佐藤高次君） 竹川都市計画課長。

都市計画課長（竹川 彰君） それでは、お答えさせていただきます。

ＪＲ・名鉄弥富駅周辺整備につきましては、弥富市総合計画に、駅周辺の活性化に向け、周辺を含めた一体的なバリアフリー化を進めるとともに、ＪＲ・名鉄弥富駅の橋上駅舎化を促進する位置づけとされており、実現化に向けまして、鉄道事業者であるＪＲ東海、名鉄と平成22年度より継続的に協議を行っているところでございます。昨年の9月にはＪＲ東海より、鉄道事業者としてＪＲ・名鉄弥富駅を平成32年度までにバリアフリー化に整備する必要があるため、改めて弥富市の意向を確認したいとの話がありました。今後は弥富市としましては、鉄道事業者が計画するＪＲ・名鉄弥富駅のバリアフリー化も考慮に入れながら、橋上駅舎化、自由通路の実現に向けまして、鉄道事業者と協議を進めて事業促進を図ってまいります。以



上でございます。

議長（佐藤高清君） 炭竈議員。

11番（炭竈ふく代君） 駅舎橋上化は、JR・名鉄はもちろん、近鉄といった駅の利用者や、物流面、また防犯の点からも非常に重要な取り組みでもあり、市長の手腕でもあるこの事業は、市民の監視とともに期待は大変に大きいものがございます。また、災害時において高いところが求められている今、駅舎橋上化は一時的な避難場所となる防災の面からも、特に急がれる大事な事業になってくるかと思いますが、そうした観点から今後の取り組みについて当局はどのようにお考えになられておりますでしょうか、お伺いいたします。

議長（佐藤高清君） 都市計画課長。

都市計画課長（竹川 彰君） それではお答えします。

駅の橋上駅舎化は、大規模な地震などが発生した場合に、鉄道利用者を初め、周辺住民の方々のための一時避難施設の確保という観点から、有効な手段の一つと考えております。今後もJR・名鉄弥富駅の橋上駅舎化について、鉄道事業者と継続的に協議を進めまして、一時避難施設となるような駅の橋上化に向けまして努力させていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

議長（佐藤高清君） 炭竈議員。

11番（炭竈ふく代君） ありがとうございます。どうかよろしくお願い申し上げます。

それでは、次にJR・名鉄弥富駅西側の踏切整備についてお尋ねをいたします。

こちらも以前から要望してまいりましたが、踏切の拡幅については、これまでの鉄道事業者との協議の中で道路拡幅及び他の踏切閉鎖といった条件があり、踏切の拡幅においては非常に困難な状況であるということまで今日に至っていると思っておりますが、昨年、踏切の安全対策としまして、名鉄とJR間の空き家となっている家屋を取り壊し、見通しをよくするための取り組みを行う話があったかと思いますが、その後の進展につきましてどのようになりましたでしょうか、お聞かせください。

議長（佐藤高清君） 竹川都市計画課長。

都市計画課長（竹川 彰君） お答えさせていただきます。

現状のJR・名鉄の踏切は、議員も御承知のように、踏切へ続く道路及び踏切が狭いため、通行に危険な状況となっております。市としましては、踏切の安全確保を図る手段として、踏切間の見通しをよくするため、土地の所有者に対し、市への土地の売り払いと家屋の取り壊しを進めてまいりました。この3月に入りまして土地所有者との話が調いまして、市への土地の売り払いと家屋の取り壊しをお願いすることができるようになりました。家屋の取り壊しにつきましては、土地所有者側で行ってもらうこととなりますが、線路に近接する作業となりますので、鉄道事業者との手続などによりまして、家屋の取り壊しは4月末ごろに

なるんじゃないかと思います。今後も弥富市としまして、鉄道事業者と踏み切りの拡幅整備を進めるための協議を継続的に実施しまして、踏切の安全確保を図っていきたいと考えております。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 炭竈議員。

11番（炭竈ふく代君） ありがとうございます。家屋の取り壊しは4月末ごろになるということでございました。見通しがよくなることで、双方からの車や人の様子もわかりやすくなり、安全性につながるものと思います。また、混雑時に一たんは一時的な待避場所としても利用はできるかと思いますが、どうか今後も踏切の拡幅に向け、中断することなく市も協力的に協議を進め、速やかに遂行できるよう、駅舎橋上化とあわせて推進・取り組みを強くお願いいたしまして、次の質問に移ります。

大きく3点目でございます。新年度事業とされております高齢者肺炎球菌ワクチンへの公費助成についてお伺いをいたします。

がんや心疾患、脳血栓疾患に次いで日本人の死因の上位を占めるのが肺炎です。この病気で年間11万人以上の高齢者が亡くなっていると言われております。肺炎は、抵抗力の弱い高齢者にとって怖い病気の一つですが、その予防には肺炎球菌ワクチンの接種が有効とされております。原因菌である肺炎球菌自体は人の鼻の奥や気道に常に存在するもので、健康なときは体に害を及ぼしませんが、風邪やインフルエンザで粘膜が荒れると体内に侵入をし、肺炎などの感染症を起こすというものでございます。このワクチンにより、重症化しやすい肺炎球菌による肺炎全体の8割以上を抑えることができ、一度接種をすれば効果が5年以上持続するのが特徴とされております。

現在、肺炎球菌ワクチン接種は一部の病気を除いては保険適用とはならず、接種費用の約6,000円から8,000円程度は全額自己負担が原則となっております。予防ワクチン効果は海外の研究で確認済みでございますが、世界では広く使われています。国もさらなる予防ワクチンの定期接種化や財政支援を主張されているところでございますが、既に全国660の市町村が先行してワクチン接種への公費助成を行っております。弥富市も、24年度新規事業で、70歳以上の高齢者への肺炎球菌ワクチン接種費用の公費助成として600万円が予算計上されており、2,000人分の補助を決定していただきました。

そこで、高齢者肺炎球菌ワクチンへの事業内容についてお伺いをいたします。

まず、1回の接種の補助額は幾らでございますか。また、この事業を開始するのはいつごろでしょうか、お聞かせ願います。

議長（佐藤高清君） 渡辺健康推進課長。

民生部次長兼健康推進課長（渡辺安彦君） お答え申し上げます。

助成額については1回3,000円でございます。それから、開始時期につきましては、24年

5月からの予定をしております。以上です。

議長（佐藤高清君） 炭竈議員。

11番（炭竈ふく代君） 接種をする方法というんですか、接種をしたい方はどのようにすればいいか。それと支払い方法について、例えば差額を支払うものなのか、それとも償還払いとかあるんですけれども、支払い方法についてはどのようにお考えでしょうか。

議長（佐藤高清君） 健康推進課長。

民生部次長兼健康推進課長（渡辺安彦君） 支払い方法につきましては、当初、直接医療機関へ予約していただいて、直接打っていただく方法が一番いいということで検討しておりますが、海部統一事業として海部医師会と相談をしておりますが、一たん保健センター、各市役所へ用紙をとりに来ていただいて、それで名前をチェックして接種していただくという方法を今検討しております。以上です。

議長（佐藤高清君） 炭竈議員。

11番（炭竈ふく代君） ありがとうございます。

そうしましたら、この事業に対して、周知方法についてはどのようにお考えになられておりますでしょうか。

議長（佐藤高清君） 健康推進課長。

民生部次長兼健康推進課長（渡辺安彦君） 周知方法につきましては、今のところ広報及び市のホームページ、また福祉センター等での掲示物によるPR、それから福寿会を通じてPRなどを考えております。

議長（佐藤高清君） 炭竈議員。

11番（炭竈ふく代君） まずは多くの皆さんに知っていただくことだと思います。肺炎球菌ワクチンの安全性や接種の重要性、また効果などを広く認知していただけるようにアピールしていただくことをお願い申し上げます。

また、たとえ肺炎に罹患しなくても、他の疾患に罹患すれば医療費はふえます。三大疾病と言われるがん、心筋梗塞、脳卒中は早期発見と予防が必要であり、これらの疾患を減らすためには、市民、特に高齢者が医療機関に足を運ぶことが重要でありまして、高齢者の健康意識を向上させ、医療機関を受診する機会をふやすためには、肺炎球菌ワクチンの助成事業はよいきっかけになるのではないかと思います。また、接種率が高くなれば肺炎の頻度は低下をし、医療費削減にも期待できるものと考えます。このたびの接種費用補助事業は、以前より市民の皆さんからの要望も強く多くございましたので、本当に喜んでいただけるものと思います。今回から70歳以上の方への助成でございますが、65歳からを接種対象としている自治体もございます。

そこで、最後に市長にお伺いをいたします。

本市も将来的には、ボランティア活動など社会参加での活動に大きな力を発揮していただいている65歳以上の方々も補助対象にしていただきたいと思います。市長の御見解をお伺いいたしまして質問を終わらせていただきます。

議長（佐藤高清君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 炭竈議員に御答弁申し上げます。

今回、新規事業で高齢者の肺炎球菌ワクチンの接種ということで、対象者は70歳以上ということでございます。今、弥富市に70歳以上の方は6,568名お見えになるわけでございますが、私どもの計算といたしましては、当初のことでございますし、しっかりとPRしなきゃいかんわけでございますけれども、30%は接種していただけるんじゃないかということで、2,000人という人数を思っております。また、助成額におきましては、先ほども答弁させていただいたように、この接種が1回当たり8,000円から9,000円であるわけでございますけれども、これも30%助成で3,000円という形で、当初予算600万円で計上させていただいたわけでございます。初めてのことでございますので、健康管理という形で多くの方に接種していただきたいわけでございます。この金額がオーバーするようになれば、また議員の皆様をお願いをいたしまして、補正を組ませていただかなきゃならないというふうにも思っております。いずれにいたしましても、初めてのことでございますので、我々としては今まで接種してみえる自治体を参考にしながら、こういう形のものを持っているわけでございますけれども、確かに高齢者というのは、国の基準でいいますと65歳以上ということになっております。そういった中で今後70歳以上の方がどのような形で接種していただけるか、その動向を見ていかないと少しわからないなあとというふうにも思っております。65歳以上という形については検討課題とさせていただきながら、前向きに考えていきたいと思っております。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 次に佐藤博議員、お願いします。

15番（佐藤 博君） 通告に従いまして、市長の見直し発言から、みんながもうかるまちづくりを考えてみたいと思います。また、服部市長に対して、アイデアによるスピード感と実行力を求めてまいりたいと思います。できるだけ簡潔に質問をしてみたいと思います。

まず、服部市長の現状の見直し発言について質問をいたします。

服部市長は、1月4日の年頭のあいさつを初め、最近ところどころで述べておられる現状の見直し発言について、真意を尋ねたいと思います。見直しとは、どのようなことを、またどのような内容を、どのように見直しを実行される考えか、できるだけ具体的に説明をいただきたいと思います。

議長（佐藤高清君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 佐藤議員に御答弁申し上げます。

見直しの基本的な考え方におきましては、現状の背景が大変大事だろうと思っておるわけでございます。現在の世の中、大変経済的にも、社会的な変化という中でも大変なスピード感があるわけでございます。そういうような形に対して、時代に対する対応型の行政でなければならないということを常日ごろ考えているわけでございます。また、あわせて税収の大変厳しさというのも当然その背景にあるわけでございます。しかしながら、今までの弥富市、弥富町の時代の中で、さまざまな形の先人の皆様の御努力によって、このまちが形成されてきておるわけでございます。さまざまな制度につきましては、しっかりと守ることも大事であろうというふうに思っております。しかし、改善・改革を加えていくということが、今のそれぞれの事業においても必要だろうと思っておるわけでございます。

もう1つは、社会保障制度が昨今非常に言われるわけでございますが、受益と負担という中でさまざまな見直しもしていかなきゃならない。そんな中で、私ども弥富市の財政の健全化ということが大きな背景にあるということをお理解いただきたいと思っております。以上でございます。

議長（佐藤高君） 佐藤議員。

15番（佐藤 博君） 具体的には余り示されておりませんが、考え方としては大事なところであると思っております。まだまだ具体的にはたくさん見直さなきゃならんものがあると思いますが、その中で、基本的にはあったら必要というものと、絶対必要というものを見きわめた見直しということが非常に重要ではなからうかなあと思います。特にコミュニティバスのように利用性が問題であるもの、また行政、民間、利用者、受益者などの負担割合を考慮しないと、貴重な税金・予算の不公平感が問題になるものもあると思います。そのため、具体的には高所大所からの英知を結集した効果的な見直しが必要であると思っております。個々については、一度、議会代表あるいは学識経験者、市民有識者、こうした方々を含めた見直し・仕分けの委員会を設置して、真剣に見直しをされるようにしたいと思っておりますが、そのような考えはございませんでしょうか、お尋ねをいたします。

議長（佐藤高君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 先ほど、見直しの具体的なというふうに佐藤議員おっしゃいましたので、少し今私自身が考えておることにつきまして、その項目について御答弁させていただきたいと思っております。

1つは、先ほども言いましたように、受益と負担の見直しということの中で、これはまさに行革の基本的な実施計画の大きな枠組みでございます。今、医療、介護、福祉、あるいは子育て支援というようなものがあるわけでございますけれども、そうしたことにおける自助・共助・公助とそれぞれの役割のしっかりと見きわめていきたい。あるいは、そういった中で我々が市民の皆様をお願いしていくということにつきましても考えていかなきゃならな

いのではないかなあと考えております。いわゆる受益と負担の見直しでございます。

2つ目は、昨日もお話をさせていただきましたけれども、今回新しく弥富市議会議員選挙があったわけでございますけれども、そのとき新聞社のアンケート等で各議員がお答えいただいておりますけれども、議員の報酬という問題があるわけでございます。そして、私ども特別職の給与というような問題があるわけでございますが、5年間見直しをさせていただいておりません。そういう中で報酬審議会を開催して、特別職の給与あるいは議員の皆様様の報酬について、新年度に入りましたら報酬審議会を開き、考えていきたいと思っております。もちろんこの報酬審議会におきましては、人事院勧告を踏まえた基礎ベースの改正ということを考えております。そのほかの改正につきましては、別の考え方になるかなあと考えております。例えば議員の皆様様の提案による議員報酬のあり方、また私ども特別職の提案におけます特別職の給与のあり方というような形が別枠になるかなあとというふうにも思っております。

それから、3つ目の大きな見直しといたしましては、前後になって大変申しわけございませんけれども、弥富市における小・中学校の将来のあり方について、過密・過疎という形の中で、本格的に児童・生徒の立場に立った見直しをする必要性が生じてきているというふうに思っております。児童・生徒、特に私どもといたしましては中学生における望ましい方向という形で、教育委員会あるいは地元の代表者の皆さん、そして保護者の皆さん、私ども行政が一体的になって、望ましい生徒のあり方というものについて、しっかりと時間をかけて、英知を結集して検討していきたいというふうに思っております。

もう1つは、入札制度の見直しというものを、きのうも答弁の中で副市長のほうが答えさせていただいておりますけれども、さらなる競争性、あるいは公明性の観点から入札制度を見直すということでございます。1つは、改正前の問題といたしましては、土木一式工事につきまして設計金額が8,000万円以上のものにつきましては、その額を5,000万円で検討していきたいというふうに思っております。それから、建築一式工事及び設計金額が1億5,000万円以上の工事につきましては、改正後には1億円という形で見直しをしていきたいと思っております。そのほかさまざまな形が行財政改革の中で見直しをしていかなきゃならないわけでございますけれども、このところにつきましては、委員から見直し仕分け委員会というものを設置したらどうだという御質問でございますが、これは長年、第1次行政改革、あるいは今現在の第2次行政改革の中で、検討委員会を設け、それぞれ今までやってまいりました。今後におきましても、開催を予定しながら、行政改革委員会の中でさまざまな見直しを検討していきたいと思っております。以上でございます。

議長（佐藤高君） 佐藤議員。

15番（佐藤博君） 大変市長が真剣に取り組もうとする姿勢を示されたと思っております。

すが、まだまだこのほかにたくさんあるわけでございますので、できるだけひとつ皆さんの意見を聞いていただいて、項目等もこういうような項目のみに終わらずに、もっとやっていただきたいと思います。

そこで、特に私が市長にこの見直しで考えてもらいたいのは、現代社会は先見性とスピード感が非常に重視されておるわけでありまして。そうしたところから、アイデアを取り入れたスピード感を持った実行力というものを発揮していただきたいと思うのであります。特に市長は、私が今までにいろいろの提案・質問をしましてまいりましたときに、時々こういう答弁をしておられます。ただ単に問題提起だけでなく、具体的に御指導いただければ云々というように答弁をされますが、具体的に協議する機会があったかどうか。また、真剣に取り組まなければならないような具体的内容の議論をすることができませんでした。私は、できないことをやれと言ったことは一度もないと思っております。取り組まなければ進まない、知恵を出さなければ解決できないと言っているのですが、なかなかそのところに進んでいないものもあるわけでありまして、どうもこの議会での質疑も、結局取り組まない、言いつ放し、聞き放しに終わってしまって、前進がないものが非常に多いのであります。だから、きのうもきょうも同じような質問が何回か出ております。どうかそういうものについて、真剣に取り組む姿勢を示していただくこと、そしてみんなが知恵を出し合って、お互いに協力し合っ てきちっとやれば、変わっていくものが大きくあるということを確認していただきたいということを、私は申し上げておきたいと思うのであります。

それからもう一つは、財政状況を考えた費用対効果の取り組みも、もう少し真剣に取り組まなきゃならんのではなからうかと思うことが時々あります。特に服部市長の過去5年間は、ともすると財政的には消費的政策が中心であったように考えられます。もっと投資的政策へ努力されることが必要ではなからうかと、いつも感じておるわけでありまして。私たちが過去真剣に取り組んでまいりました政策内容も、特にそうしたことが中心であったと思っております。その結果が、現在の弥富市の財政状況は、他の市町と比較しても非常に恵まれている。それが、自主財源が60.7%、市税が47.3%というように示しておると思うのであります。多少景気が悪くなくても、税収が余り減額にならない。そのことは、投資的政策として進めてきた優良企業の誘致であったり、また五明、川平地区を初め、平島地区を中心とした市街地の区画整理事業をすることなどによって、市街化区域や工業地域の土地の有効活用による固定資産税収入を初め、市税が年々増加となっているというように私は考えるのであります。本年は、評価がえにより、固定資産税収入が2億6,000万円減額となっていきますが、先ほど来、市長の答弁にもありましたように、あと二、三年たちますと、かなりの固定資産収入、あるいは企業からの納税が非常に多額になるというように考えておるわけでありまして、これは非常に大事なことだと思っております。そういうような点について市長は今後考え方が

あれば、ひとつお聞かせをいただきたいと思います。

議長（佐藤高清君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 佐藤議員に御答弁申し上げます。

先ほど私自身もお話をさせていただきましたように、社会・経済が目まぐるしく変化する状況の中で我々行政がどのように対応するかということは、本当に大事なことだと思っております。具体的な協議という時間がないではないかというふうにおっしゃるわけでございますけれども、私としても、議員の皆様と一緒に、いろんな案件につきましては協議させていただきたいというふうにも思っておりますので、私自身も反省するところは多々あるかとは思いますが、弥富市のさらなる発展というような状況において、議員各位の御尽力、あるいはお知恵をおかりしたいということはやぶさかではございません。当然それはあるべきだろうと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

また、自主財源をさらに確保していくという形については、限られた税をいかに投資的な配分をしていくかというものも大変重要だろうと思っております。将来に対する税収の確保が確実に見られるものにつきましては、しっかりと見きわめながら、投資すべきものと、それではいけないという、投資すべきではないというものについては、はっきりと見きわめていきたい。そんなことも議員各位と御相談もしながら、まちづくりをしていったらどうかあとというふうにはかねがね思っているところでございます。

そうした中で、平成8年から平成23年まで、平島の区画整理事業に対しても大変な地権者の皆様の御協力、そして地元の役員の皆様、顧問議員の皆様の御協力・御支援、そして私ども行政のほうとしても県と一体となって、この区画整理事業につきましては、市の助成金あるいは補助金という形で応援をさせていただいたところでございます。その額は、先ほども話をしましたけれども、8億を超える額になっておるわけでございます。そして、多くのそこにおける定住者ということがあり、多くの人に今住んでいただいておりますという中で、市民税あるいは固定資産税という形で市に大きく貢献をいただいているということを感謝しておるわけでございます。もう一方では、名古屋港管理組合等と一緒にやってまいりました臨海部の企業誘致といったことが功を奏しているし、これからあと三、四年たちましたら、もっと大きな固定資産税の入という形で期待をするわけでございます。

今後の土地活用につきましては、いろいろと検討しなきゃならないところがございますけれども、一番は、やはり西部臨海工業地帯の背後地における都市計画マスタープランで定めております用地でございます。鍋田のほうは35ヘクタール、東末広のほうは65ヘクタールという形で都市計画マスタープランを作成させていただいております。そうした状況の中で、私どもの力だけではとてもできませんものですから、県の御指導、あるいはさまざまな関係機関の御指導というものを考えていきたいと思っておりますので、例えば鍋田八穂



地区における都市計画マスタープラン上の問題につきましては、過去から大変重要な位置づけでもございますので、このところについてどのようにして開発していくか、具体的な方法ということについても、県の御指導をいただきながら進められないかなあと考えているところでございます。

また、ちょうど1年近くなるわけでございますけれども、大村知事のほうから御提案いただきます楽市楽座の構想である、いわゆる市街化調整区域内における土地の見直しというようなことについても、我々行政としても一生懸命勉強させていただいておるわけでございますが、少しバーが高いという中で、適当な案件が見つからないのが現状でございます。もう少し研修をいたしまして、そういったような案に対してもしっかりとした答えを出していきたいと思っておるところでございます。

議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

15番（佐藤 博君） 土地の有効活用は非常に重要な問題であります。先ほど来いろいろのところが出たわけでありましたが、今後どのような地域・場所を活用されたらよいかというようなことについては、特に西部臨海工業地帯の背後地を例にとられたわけでありまして。特に鍋田地区、あるいは末広地区というのは、これからやり方によっては非常にいいところになると私は思っておりますが、先日来、私も関心を持って見ておるわけでありまして、鍋田干拓地の南部地域の用途変更等については、以前から合意をされておるように承知しておりますが、当局の実行協議というのがまだ進んでいないように聞いておりますが、どの程度までこの協議が進んでおるのか、もう一度できれば説明をしていただきたいと思います。

議長（佐藤高清君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 私どもといたしましては、鍋田地区における土地利用の見直しでは、県のほうから、これは全体的な考え方でございますけれども、後押し的な考え方といたしましては、市街化調整区域における許可基準の規制緩和に関する条例が県のほうでは制定されております。こういったことに対して県のほうの後押しをいただきたいという中で、再三、企業庁のほうにお伺いをし、この開発についての方向性をどのようにしていったらいいかということについても、お聞かせいただいております。また、4月にも先方のお時間をいただきながら、企業庁といろいろと協議をさせていただきたいというふうにお思っております。また、県知事のほうにも直接、昨年の秋だったと思っておりますけれども、お伺いをいたしまして、この地域における開発のあり方についても御相談を申し上げておるところでございます。いずれにいたしましても、これを早く具体的ということが肝要でございますので、そういったことに対して議員の皆様方のお力添えもいただければと思っております。

また、そのことに対して私ども市側が考えていかなきゃならないことは、現在、企業誘致

に対する特別奨励金という枠を持っておるわけでございます。実質的には、議員御承知のように4年間ということになっておるわけでございますが、このことが地域限定になっております。楠、富浜、上野、この3地区が私どもの条例上の指定地域でございます。例えば鍋田の八穂ということになりますと、企業誘致に対する特別奨励金の枠から外れてしまいます。そういった形が1つあること。

もう1つは、この奨励金に対する契約の内容といたしましては、国民の契約ではだめだということになっております。官地というものを民間企業がお使いいただくというようなときにおける特別奨励金でございますので、そういったような方向を考えていかないとなかなか有効活用できないだろうと思っております。そういった意味で企業庁での御相談ということをお願いしているところでございます。

議長（佐藤高次郎） 佐藤議員。

15番（佐藤 博君） 県の考え方、地元の考え方、そして一定の制約ということに対しては、市としてやるべき制約を変えていく。県との協議、あるいはまた地元との協議の中で、市としてどういう対応が一番いいか。上野、それから西部臨海工業地帯、ここだけしか制約が規定の中で適用ができないということであれば、やっぱりもう一度、用途としてどのように活用したらいいかという観点から、この制約を市としても変えていく考えは持つことが必要ではないかと思いますが、どうでしょうか。

議長（佐藤高次郎） 服部市長。

市長（服部彰文君） 佐藤議員のおっしゃるとおりでございまして、土地の有効活用に対する目的というものについては、また県のほうと御相談申し上げなきゃならないわけですが、ことしに入りまして、アジアNo.1航空宇宙産業の経済特区という形で私ども弥富市は指定されました。こういったような状況において、この指定されたということに対して大変感謝をすると同時に、これをやっぱりしっかりと前へ進めていくということが、県との協議の中で土地の有効活用をしていただきたいということに対して、これから県との話し合いをさせていただき、協議を進めたいと思っております。

議長（佐藤高次郎） 佐藤議員。

15番（佐藤 博君） 航空産業の特区になったということは、弥富として非常に大きな誇るべきことだと思っております。ですから、そういうものを前面に打ち出しながら、もっと背後地をしっかりと拡大していくという考えを持って、一度県とも、地元関係者とも、あるいはまた議会ともしっかりと相談していただくとうちがいいんじゃないかなあと思っております。

私は、昨年実はスウェーデンのイケア本社を訪問しました。ここは都心ではなくて田舎のような場所でしたけれども、結構楽しく一日ショッピングができるような店舗でありました。何かイケアも、隣接する場所に店舗を開設したいというように聞いておりますが、市長はき

のも、地盤の低い弥富には防災広場より津波に備えての高い避難所を強調した答弁をされておりましたので、この地域であれば、特にイケアの店舗建設に市も積極的に協力をして、そしてその店舗に防災上の一時避難の可能な複合施設を併設できるように話し合っていくのも一つのアイデアでないだろうかとは感じておるわけであります。

そして、この弥富の南部地区、特に栄南小学校等も子供たちの数はどんどんどんどん減っていく中で、弥富の南部地区に人の交流や活性化というものもしっかりと考えていくということも、これから弥富が発展していく上で大事ではないだろうかと思っております。

さらには、昨年特に議会で、原子力発電が問題となっている現在、ごみを活用した電力発電について説明を受けました。三重県が発表した太陽熱発電とタイアップして木曾岬干拓地に計画する、これも一案ではないかなあと。また、その余熱を利用した都市近郊型のハウス園芸を鍋田地区でやっていくというような考え方も、一つのアイデアではないだろうかとは考えておるのであります。

いずれにしても、弥富の将来のために、弥富市がいろいろなアイデアを出し合って、そしてみんなが検討し協議していく姿勢というのは非常に大事だと思いますが、市長はそうした考え方について御見解があったらお聞かせいただきたいと思っております。

議長（佐藤高君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 佐藤議員に御答弁申し上げます。

私どもといたしましては、土地利用、あるいは大変大きな経済的な活動をしていただいております西部臨海工業地帯の港の背後地というような形で、さまざまな経済の交流地点でもあります。そういった中で鍋田地区あるいは末広地区というのは、大変重要な私どもとしては財産でございます。その財産の有効活用というのは、本当に市民の皆様の英知を結集し、確認をしながら進めていくということが当然でございます。そうした中において、我々も地域の方、あるいはさまざまな形でお話を伺いながら進めていかなきゃならないと思っております。また、21世紀は環境の時代というふうにも言われております。そういったようなことが、今回の3・11の問題等も含めまして、一つの大きな太陽光を含めたところの産業集積も考えられるというふうには思っております。

ただ、イケアさんの問題につきましては、あそこに物流センターが、もう既に5年ほど前になるわけでございますけれども開設されて、ぜひ弥富に商業施設、店舗を構えていただきたいという旨のお話を社長みずからには私はさせていただきました。しかし、商業スペースといたしましては、背後の人口であるとか、あるいは人の流れといったようなものについても、しっかりと考えていかなきゃならないということでございました。いずれにいたしましても、東海地域、愛知県下には非常に興味を示していただいておりますので、あれから5年もたっております。いま一度、イケアさんともお話をさせていただきながら、現況の考え方という

ものも確認をしていきたいというふうに思っているところでございます。いずれにいたしましても、皆様方のさまざまなお知恵というものを拝借しながら、また議会の皆様方と一緒に前へ進めていければと思っております。以上でございます。

議長（佐藤高君） 佐藤議員。

15番（佐藤 博君） いずれにしても、お互いに知恵を出し合って、そして弥富が発展をしていくようにしたいと思っております。

また、私、この前こういう話を聞いたんです。市街化区域に隣接している農家の方の、これは実話です。サラリーマンの息子が同居してくれません。理由は、給料が安いから親の面倒まで見られない。また、農業をやらなきゃならないから嫌と言うから、まあ仕方がないといっておきかめた親の話でありました。親が亡くなったらどうするのかと息子に尋ねたら、田んぼを売ってしまうというようなことでもございました。市街化区域に隣接していても土地活用ができないから、もうからなくても、むしろ損をしながらでも、仕方がないから農業をやっていなければならないというような地域が、弥富の中にはかなりあるんじゃないかなあと思います。また、市街化区域にすると税金が高くなるからといって、市街化区域にはできない、土地の活用を考えることができないという人も多くあるようであります。一方、西尾張中央道や国道1号線、名四国道、湾岸道路などの沿線にある農地は、市街化調整区域でありながらも土地を貸して、月に数十万円の借地料を得ることができるため、農業には力が入らない。農家でありながらも、農地の場所によって農家の収入に大きな格差が生じておるのであります。

市街化調整区域でも、むしろ市街化区域に編入した方が土地活用の面から望ましいところがたくさんあるんじゃないだろうかということも最近私は考えながら、いろいろのところを見て回っております。例えば車新田だとか前新田、鯛浦、また東名阪インター周辺の荷之上とか中地など、さらに佐古木から又八にかけて市街化にしたほうがいい。この地域は、25年ぐらい前、JRの白鳥駅をつくる話し合いをした経緯もあります。白鳥地区の防災公園が難航していますが、白鳥駅と避難場所の複合施設を建設することを考えてみるというのは、地域の発展のためになると私は考えるのであります。これらについて、地元の地権者や関係者等と一遍話し合ってみることも必要ではないだろうか。このような地域において、市街化区域の延長として区画整理等を行い、市街化区域に編入し、整備が終了したら5年間、固定資産税の減免措置をとると。その間に、地権者を中心として地域、行政が一体的に土地の有効活用を図っていく。その後、税金はいただくようにすると。まちの活性化であり、地権者も、地域も、弥富市もみんながもうかるまちづくり。このような政策が、私はみんながもうかるまちづくりの一例ではないだろうかと思っております。ひとつこういうことも真剣に考えていただきたい。これはやっぱり市長がリーダーシップをとっていただくということが大

事でありますので、どうか市長にお願いしたいのは、私がいつも言っているように、柔軟な感性でもって常にアイデアを出し、創造的・実行型の行政運営をしていただきたいと思うのであります。これは一つの案として、要望として出しておきますので、御検討いただきたい。

次に、ちょっと順序を変えまして5番目の「緑と文教のまち弥富」、これは本旨については市長に事前に文書を配付しておきましたので、ごらんいただきたらうと思っております。この緑と文教のまち弥富という政策について、青少年健全育成推進協議会の会長、また弥富市長としてこの本旨についてはどのように受けとめておられるのか、まず最初に伺っておきたいと思えます。

議長（佐藤高清君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 佐藤議員に御答弁申し上げます。

いわゆる文教のまちという問題につきましては、私どもも第1次総合計画の中にきちっと掲載をさせていただき、そしてまちづくりの大きな一環として、教育の問題ということで取り扱わせていただいております。昨今さまざまな形で教育の問題があるわけがございます。例えば学校教育でさまざまな課題もあります。それから、私どもがやらなきゃならない社会的な教育、地域の中で皆様に御指導いただくような社会的な教育、そしてもう1つは家庭の中での教育、この3本柱がしっかりと形成されない限りは、教育の本質というところにはなかなか到達できないのではないかなあと思っております。そうした中で我々行政がやるべき仕事、あるいは地域の皆様にお手伝いをいただくこと、そういうことを考えながら進めていかなきゃならないと思っております。このことにつきましては、教育委員会のほうで教育長がしっかりと考えていただいておりますので、教育長から具体的に答弁をさせていただきたいと思えます。

議長（佐藤高清君） 下里教育長。

教育長（下里博昭君） 文教のまちにふさわしいまちづくりを考えてみてはどうかというお尋ねでございます。私のほうから、現在までの取り組みや、今後のまちづくりについてお答えをさせていただきます。

これは昭和59年、28年前でございますが、当時、弥富町の教育委員会が発刊をいたしました「弥富の教育」という、町村合併30周年を記念してございます。その中で、当時、佐藤議員は町長でございまして、今後も教育環境の充実に努め、緑と文教のまち弥富にふさわしい教育を育てていくという覚悟というあいさつ文が掲載されております。以来、「継続は力なり」という言葉のように、学校環境の整備や青少年健全育成事業を初め、さまざまな生涯教育の関連事業を、創意工夫を重ねながら継続的に展開をしてきたところでございます。今後も、この緑と文教のまちを踏襲いたしまして、みんなでつくるきらめく弥富、人が輝き文化が薫る弥富を目指し、市当局と教育委員会が一丸となって努力していく所存でございます。

最近の事業としましては、森と緑づくり環境事業の活動の一環といたしまして、三ツ又池公園のシバザクラの植栽や、車東子どもの遊び場、さらにはのびのび園南側の市有地への植樹ということで取り組んでまいりました。また、市制5周年記念事業の一環といたしまして洋邦楽の集いを開催いたしまして、地元のソプラノ歌手、佐藤信子さんを招きまして独唱会や、尺八とピアノの共演などを開催いたしまして、好評を得てきたところでございます。ほかにも又八の大島静雄さん代表による「語り部小劇場」と称しました、昔の遊びや日常生活などを語り継ぐ演劇を市民の皆さんに発表していただいております。さらには市内小・中学校での鑑賞会の開催など、いろいろと活躍をしていただいております。この「語り部小劇場」につきましては、本市の歴史記録として残しまして、後世に伝えていきたいと思っております。

なお、文化財の関係におきましても、ガイドボランティアを組織いたしまして、積極的に市内の文化財のPRに努めております。あわせて、無形文化財、伝承芸能活動の支援にも力を注いでいるところでございます。なお、来月開催の春まつりにおきまして、伝統の神戸地区の太鼓を披露していただく予定になっております。また、三ツ又池公園ではシバザクラまつりを開催するなど、今後も施設の適正な維持管理に努めながら、文教のまち、生涯学習のまちと言われるよう、市民に潤いを感じていただくとともに、心に残る事業を展開していければと思っております。以上でございます。

議長（佐藤高君） 佐藤議員。

15番（佐藤博君） いろいろの考え方があって、いろいろの行事が行われておるわけですが、今、学校教育も非常に大事でありますけれども、一番日本で大事なことは何かというと、家庭教育、家庭でのしつけが最も重要な課題であると私は考えておるのであります。家庭でのしつけができていない児童や生徒を学校でしつけから始めなければならないようなことでは、本来の教育の成果を上げることはなかなかできないのであります。家庭における生活時間が一番長い子供たちのしつけができるように、保護者の教育、社会教育を充実させることは重要なテーマの一つであります。

この課題に着目したのが青少年健全育成都市宣言であります。この青少年健全育成都市宣言の原点は何であるかということ、保護者の教育であり、市民教育であるということになります。ことしのテーマは「きずな」であります。しかし、世相は殺伐としております。私たちは子供のころ、教育勅語を暗唱しながら、いろいろと人間の生き方を学んだものであります。文章は難しかったけれども、先生からいろいろと教わったものです。そのものを一部、私はきょう皆さんに見ていただきたいので、教育勅語の精神をちょっと申し上げておきたいと思っております。

まず、親に孝行すること。孝行とは孝養とあり、老後の親を養うという意味であります。夫婦は仲むつまじく、子供たちの手本となり、兄弟は仲よく助け合い、学問に励み、知識を

養い、人格を磨き、仕事に励み、社会公共のために貢献し、国の平和と安全のために奉仕するようにということです。この精神は、私は戦時中に育ちましたので、非常に大事だと思っています。この精神がなくなってしまったというところに、今、日本の国の殺伐とした問題があるのであります。このごろではいろいろな問題が起こっておりますが、特に3月1日に厚生労働省が発表した昨年の生活保護費受給者は208万人、生活保護費不正受給者は2万5,000件、128億円であったと発表しました。弥富市での該当者があるかどうかわかりませんが、私たちの考え方からすると大変恥ずかしい思いをするわけです。政府も自民党も生活保護制度のあり方にメスを入れなきゃいかんといって、今、改善の一つに考えられておりますが、その原点はこの教育勅語の精神から生まれてくるものではないかなと思います。

きのう市長も、市民憲章を大変重要視した発言をしていただきました。だから、私は、この市民憲章をつくったときの精神というものを、今度の厚生文教委員会できちっと一遍説明をさせていただきたいと思っております。青少年健全育成都市宣言をした当時、学校教育の中で道徳教育の一環として、弥富市民憲章を自覚するという意味から、市民憲章を児童・生徒に暗唱してもらった。そして、機会あるたびに一斉斉唱をしてきました。青少年健全育成推進大会はもちろんのこと、運動会や成人式や各種会合の都度、この弥富市民憲章と市民の歌「のびゆく弥富」を斉唱したのであります。まず暗唱をし、斉唱し、5項目の精神を守る心がけ、実行する生活習慣をつくっていくというのが非常に大事だと思います。市長は、きのう啓発の具体的などころまでは触れられなかったわけではありますが、こうした過去の経過も踏まえて、今後この市民憲章の啓発について、何かお考えがあったら承りたいと思います。議長（佐藤高清君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 町民憲章から市民憲章へと受け継いでいただいております。私たちといたしましても、この市民憲章に書いてあります教養豊か、そして家庭の愛情、あるいは親を思う気持ち、自然、文化芸能を育成していこうということが書かれておるわけでございます。私たちも教育委員会を含めまして、これから機会あるごとにいろんな場所でお話をさせていただきたいと思っておりますし、もう一度それこそ原点に戻って、この市民憲章を市民の皆様にもお願い申し上げていきたいというふうに思っております。教育の場におきましては、まず先生に一度しっかりとこの内容について御理解をいただくということが、まず第一に必要なかなと思っております。弥富以外のところからお通いの先生が大勢お見えになるわけでございます。弥富にこういう立派な市民憲章があるんだということを御存じだと思いますけれども、これは教育委員会のほうにも一度確認をしながら、すべての教室だとかそういったところには張ってあるわけでございますけれども、問題はその内容でございます。その内容を理解していただいているかどうかということか

らスタートしていかなきゃならないなあと思っております。

私以外のところで教育委員会、教育長が、この市民憲章について具体的なPR方法というか、啓発活動につきましてお持ちだと思いますので、教育長のほうからも答弁をさせていただきます。

議長（佐藤高清君） 下里教育長。

教育長（下里博昭君） お答えをいたします。

現在、生涯学習課が使用しております封筒に印刷をしておりますが、ほかにも市民憲章を印刷しましたクリアファイルやポケットティッシュなど啓発物品を作成いたしまして、市民の皆様の生活を美しく豊かにするための市民が守るべき規範として周知すべく、大きな行事などで参加された方々に配布をいたしまして、市民の心の中に定着し、受け継がれていくために全市的な啓発に努めてまいります。一方で、校長会を通じまして、改めて市民憲章を啓蒙していきたいと思っております。以上です。

議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

15番（佐藤 博君） これはただ張っておくだけではいけませんので、きちっと子供のころに暗唱するともう忘れませんから、その精神をひとつ生かすように努力していただきたいと思います。

続いて、土地改良団体に対する農家の過剰な経費負担の軽減について進めていただいておりますが、現在までにどのようなことが進められてきたか、お尋ねをいたします。

議長（佐藤高清君） 服部市長。

市長（服部彰文君） この合併問題につきましては、佐藤議員のほうからいろいろと今までも御質問いただいている件でございます。

私は、土地改良団体のさまざまな事業における、例えばかんがい排水事業の問題であるとか、あるいは農業集落排水事業の中での農村の生活環境を守っていくというような事業、湛水防除事業の農地の保全管理というような事業における土地改良事業そのものについては、大変大事な事業であるということを認識はしておるわけでございます。

少し話が飛びますけれども、ことしも4次補正という形で政府のほうで、3・11の震災ということもあったかもしれませんが、800億の土地改良事業に対する補正予算をつけられました。愛知県としては40億そのうち回ってくるわけでございますが、平成24年の当初予算、愛知県は土地改良事業として140億となっております。4次補正の40億の繰越金と合わせますと、180億という事業になるわけでございます。県の単県事業につきましても、100%というようなことが今言われておるわけでございます。この予算は平成21年度以前の予算という形で、土地改良事業のさまざまな圃場整備を含めた環境整備をやっていかなきゃならないと。いわゆる事業として非常に大事だということのあらわれではないかなあという



ふうに思っております。

しかし、この合併問題を論議するとき、事業そのものではなくて、いわゆる農家の経常賦課金の高さということが佐藤議員のほうからも指摘されておるわけでございます。これは、排水・用水にかかわる経常賦課金、そして転用決済金というようなところがあるわけでございます。農家の方の平均的には7,000円を超える用水・排水の賦課金を徴収されておりますので、これは大変厳しい状況にあるわけでございます。そして、昨年から私どもといたしましては排水に対する市の負担ということで、排水の問題につきましては市もやっぱりそれ相応の負担をすべきだという考え方で議員の皆様にも御理解をいただき、20%の排水賦課金を市のほうが負担をしているところでございます。

そういった中で、農家の負担軽減という中での合併の問題ということは今考えておるわけでございます。その進捗状況につきまして、具体的に開発部長のほうから答弁をさせていただきますので、よろしくお願いいいたします。

議長（佐藤高君） 石川開発部長。

開発部長（石川敏彦君） それでは、お答えさせていただきます。

先ほど市長のほうからお話ございましたように、土地改良区に対する排水賦課金につきましては、23年度におきまして20%を市が補助するという事で農家の負担の軽減を図っております。また、これにつきましては、24年度も同様に、市のほうから引き続き補助をしていきたいというふうに思っております。

また、土地改良区の組織の強化とか職員の意識改革等がございまして、これらのことにつきまして、年2回ほど土地改良連絡会議におきまして、弥富土地改良区、鍋田土地改良区、十四山土地改良区、孫宝排水土地改良区におきまして合併していただくような提案もさせていただいて、いろんなことにつきましての協議をさせていただいておる状況でございます。これにつきましても、理事長を初め役員の方から御同意をいただきまして、今月の26日でございますが、合併準備委員会を設立する予定でございますので、よろしくお願いいいたします。以上でございます。

議長（佐藤高君） 佐藤議員。

15番（佐藤博君） 現在の土地改良区がそのまま存続しておつては、結局経費の負担は低減はされたとしたって微々たるもの。根本的な問題は何であるかということを考えなきゃいかんと思うんです。今、土地改良区は圃場整備等は終わっておるんだから、本当に土地改良団体がやらなきゃならん仕事というのは何であるか。もうほとんど終わっておるんですよ。こういう組織団体というのは、もう事業が終わったら一応解散していくというのが原則なんですけれども、維持管理で必要なものがあるとするならば、その維持管理が最小限どれだけのものであるのか。土地改良団体が職員をこれだけ抱えて、特に海部土地改良区なんて13人

も抱えて、こんなことをやっておったんでは、ただ何割負担を軽減するなんて言っておたって、こんなことは根本的な解決にはなりません。はっきり言っておきます。ですから、この問題についてはもっと真剣に、根本的な問題から協議をするという姿勢が大事だと思っております。土地改良団体だけに任せておくんじゃなくて、リーダーシップを発揮することです。農家は弥富の市民です。弥富市民たちの立場に立った抜本的な改革をするという決意がない限り、この問題の解消にはなりません。そのことだけ伝えておきます。また、いろいろと次の機会に言っていきます。

最後に私1つ、155号線はきのういろいろの議論がありましたので、くどいことは申し上げませんが、ここで1つだけ私が申し上げておきたいのは、155号線というのは第3環状線、そして都市計画道路なんです。それからもう1つは、防災道路に指定されておるんです。ただ、都市計画道路を国道155号線の上にのせたということでもありますから、施工を県にお願いするというだけでは絶対にこれははかどりません。これが都市計画道路である以上は、弥富市も応分の努力をせないかんと思っています。このことを忘れてはいかんということです。私が前から何回も言ってきたことなんです。

ですから、今回市長に真剣に取り組む姿勢があるならば、私が提案をさせていただきたいと思います。この155号線、第3環状線は2級国道であるため、予算は国、建設工事は県の施工であります。また、弥富市の都市計画道路であり、災害指定道路にもなっております。そのため、弥富市にも道路整備の責任はあります。弥富市が調査費を計上して、調査・測量することが必要だと思うんです。そこまで弥富市が真剣に取り組めば、当然国や県もこれに乗ってくると。だから私は、今後議会にも155号線を促進するための特別委員会を設置して、真剣に議会とともに一体的にこの促進をする考えがあるかどうか、これを最後に市長に承って質問を終わりたいと思います。

議長（佐藤高清君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 佐藤議員に御答弁申し上げます。

名古屋第3環状、通称国道155号線につきましては、現在、鍋田干拓のほうから境地区までが今年の5月に供用開始され、1.1キロが供用されております。そして、今回事業認可いただいている区間は、境から間崎公園までの延べ延長距離が2.9キロでございます。総延長は6.8キロありますけれども、この2.9キロを事業認可いただき、調査・測量あるいは用地の買収に入って、さまざまな港湾整備事業との連動の中で、弥富市、そして飛島村、あわせて放射線状に名古屋港からさまざまな路線が発進されるというような状況でございます。

私も今、佐藤議員がおっしゃった、車新田南から新政成弥富線の前ヶ須の上のほうの通りにつきましては、延長約500メートルぐらいあるわけですが、この事業認可をいただきたい。これを県のほうでいただければ、私どもとしてはさまざまな先行取得、あるいは

土地開発公社等も利用させていただきながら考えていくということでございます。土地開発公社のところで利用させていただくならば、おおむね5年というのが1つの期間になります。そうした中で地権者におけるさまざまな税控除ということも、私どもはさせていただくことができるだろうというふうに思っておるわけでございます。そういった意味で同時並行的に南から北、北から南という形で、この155号線については早く完成したいのは市民の思いと一緒にございます。そうした状況の中で、あの前ヶ須地区のところの工区に対して事業認可をいただけるように県のほうに要請してまいりたい。そうしたならば、私は土地の取得ということについて、先ほども述べたように、あるいは測量ということについても、取りかからなきゃならないと思っております。事業認可がいただけない状況では、約7,800平米あるわけでございますけれども、用地買収にはなかなか至れないということが現状でございます。議員各位の御努力・御協力もいただきたいというふうに思っているところでございます。

議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

15番（佐藤 博君） 今の国道1号線から間崎までが問題なんだが、鍋田川の中は問題がないんです、もう。すぐやれるんです、土地はあるんだから。要するに川原欠までのところを本当にやらなきゃ、この道路の効果はあらわれません。だから、認可が認可がということじゃなくて、例えば地主たちとの折衝とか、こういう計画をどうだといって地元の方々の意向を聞いたりして、1歩でも2歩でも前進をしていくようなことをやらなきゃ、認可が来るまで待っておるんだというようなことでは絶対にこれは進まんということを私は考えておるんです。だから、議会にそういう特別委員会をつくって、促進をすることを真剣に考えたらどうだということを申し上げておるんです。

議長（佐藤高清君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 時間が過ぎておりますので、最後の答弁にさせていただきたいわけでございますけれども、確かに佐藤議員のおっしゃるとおりでございますけれども、いずれにいたしましても、我々としては事業認可をいただかないと前に進むことができないというふうに思っております。これは、基本的には県のほうへ御相談申し上げていきたいということでございます。そういったような状況の中で、我々はこの南進ということに対して、一緒になって御協議いただきたいというふうに思っております。

この道路に対する委員会の設置はどうかという話でございますけれども、私どもとしては建設経済委員会の中で一度御論議いただくのも方法だと思っておりますので、まずはそこからスタートすべきではないかなあと思っております。以上でございます。

議長（佐藤高清君） ここで暫時休憩をします。再開は2時35分からですので、よろしくお願いたします。

~~~~~

午後 2 時25分 休憩

午後 2 時34分 再開

~~~~~

議長（佐藤高清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に武田正樹議員。

16番（武田正樹君） 通告に従いまして、今後の防災対策について質問したいと思います。

東日本大震災から早くも丸1年が過ぎました。死者1万5,854人、行方不明3,155人、いまだに避難生活を続けている被災者は約34万人に及びます。先日の追悼式での現地からの映像を見るにつけ、現地の人々の復興にかける情熱と、震災に負けない強い意志には感心させられます。しかし、いまだ手つかずの地域もあることを見れば、いかに今回の災害がとてつもなく巨大なものであったかが実感されます。今後、弥富市として、今回のような未曾有の災害を教訓としてどのように取り組んでいかれるのか、質問したいと思います。

まず最初に、防潮堤、堤防の現状と今後の整備についてお伺いいたします。

弥富市は地盤沈下地帯であり、ほぼ全域が海拔ゼロメートル地域であります。周囲を堤防に囲まれており、防災上、防潮堤、堤防は大変重要なものになっております。津波や高潮などから防御するためにも、防潮堤、海岸堤防が地盤沈下や老朽化により機能が低下していないか、現状をお聞かせください。また、今後の改修計画があればお聞かせください。

議長（佐藤高清君） 伊藤防災安全課長。

防災安全課長（伊藤久幸君） お答えします。

まず、防波堤についてでございますけれども、議員御承知のとおり、整備後50年が経過し、経年劣化が進んでおります。市としましても、愛知県、名古屋港管理組合等と陳情を行い、国の第3次補正予算に高潮防潮堤の整備費1億2,000万円、GPS波浪計に3,000万円の予算がつきました。今後も早期着工に向けて要望してまいります。

防潮堤につきましては、国・県が今整備を進めておりまして、先週の新聞にも飛島海岸のほうで整備が終わったというようなことが出ておりましたけれども、かなり改修が進んでおる状況でございます。鍋田堤につきましても、来年度、約200メートルの整備を行うということをお聞かしております。液状化等の対策も含めてのことでございますので、順次整備が進んでおる状況だということでございます。

議長（佐藤高清君） 武田議員。

16番（武田正樹君） 参考までに1つお伺いしたいんですけれども、先ほど防潮堤はある程度整備されるという話だったんですけど、例えば何メートルぐらいまでの津波に対して機能があるのかということは、具体的にわからないでしょうか。

議長（佐藤高清君） 防災安全課長。

防災安全課長（伊藤久幸君） 現在、名古屋港の関係でございますけれども、名古屋港津波地震検討会というものがございます。そちらのほうで現段階では想定がないということを申し上げておるわけなんですけれども、暫定版という形で国土交通省が出したものがございます。その段階で津波のシミュレーションが行われております。これにおきましては、名古屋港内で3.3から2.3の津波が発生する可能性があるということが言われております。弥富ふ頭につきましては、2.3メートルの津波の予想が出ております。これに地盤沈下50センチというものが考えられますので、そういったものを含めた段階でございますけれども、現在の防御ライン、沈下後でございますけど、防潮堤、防波堤等といったものが5.3から6.3メートルということでございます。それから、背後地、堤外地につきましては、2.3メートルの防御ラインとなっております。ですから、差し引きいたしまして、5.3メートルまでですので、まだ3メートルほどの余裕のある形になっております。ただ、これにつきましてはあくまでも暫定値ということでございますので、正式なものが出た段階ではこれが大幅に変わってくる可能性もありますので、その点は御承知願いたいと思います。

議長（佐藤高清君） 武田議員。

16番（武田正樹君） 実際のところ、そういう形でこれから改修されるということで、少しほっとしているんですけれども、先ほど午前中ですけれども、三宮議員から尾張大橋の近辺の木曽川左岸堤について質問されました。私もこれについて詳しく質問したいなあと考えていたんですけれども、三宮議員の案について、私はやめさせていただきたいと思っております。

次に、排水対策と排水機場、水閘門の現状と今後の方針について伺いたいと思います。

海拔ゼロメートル地域の弥富市では、台風のと看や東海豪雨のような集中豪雨のときには浸水被害が発生しやすい状況にあります。農地、住宅地などへの水害を防御するためにも、排水対策は大変重要です。排水路が雑草や水草により流水が阻害され、水路機能が低下したり、地盤沈下や老朽化等により排水不良が起きたりしてはいないでしょうか。現状についてお聞かせください。

議長（佐藤高清君） 半田農政課長。

農政課長（半田安利君） お答えさせていただきます。

排水対策としての排水路の現状ということでございますけれども、先ほど来出ていますように、弥富市におきましては全域が海拔ゼロメートル地帯ということでございまして、伊勢湾台風後50年を経過し、かなり経過しているということでございます。整備された排水路や排水施設につきましては、地盤沈下や用排水路施設の老朽化による機能低下に加えまして、流域内の宅地開発による生活雑排水等の流出や、ごみの不法投棄により排水状況が悪化しております。それによって浸水被害が増加している現状でございます。このため、現在、県、

市及び土地改良区におきまして、それぞれ排水路の改修が進められております。以上です。  
議長（佐藤高君） 武田議員。

16番（武田正樹君） 排水路というのは、確かに一たんの大水とかそういうときには大変重要な部分だと思っております。私もハウスをやっている関係で、東海豪雨のときに一たん水が入りました。そのときにまず排水が、一番私らは災害の中で重要な面がありました。その辺のところでは排水対策というのは今後もさらに重要な面が、特に日本は最近スコールのような集中豪雨が頻繁に起こっております。そういう中でやっぱり排水対策というのは重要だと思っておりますので、今後の対策についてどういう方針を考えてみえるのかをお伺いしたいと思っております。

議長（佐藤高君） 農政課長。

農政課長（半田安君） 議員言われますように、排水路の機能といたしましては、防災面からも大変重要な施設でございます。排水路の改修・新設によって排水能力の増強を図り、湛水被害の発生を未然に防止し、市民が安全・安心に生活できるよう事業を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお伺いいたします。

議長（佐藤高君） 武田議員。

16番（武田正樹君） 次に、排水路に付随する排水機場、そして水閘門について、同様に現状についてお聞かせください。

議長（佐藤高君） 農政課長。

農政課長（半田安君） 排水機場でございますけれども、弥富市の防災計画では、水防上重要な水閘門として位置づけしております排水機場が8機場、水門3カ所、樋門6カ所がございます。これらの施設の改修事業といたしまして、県営の湛水防除事業におきましては、鍋田南部排水機場の更新及び大神場排水機場の更新、孫宝排水機場におきましては更新が終わりまして場内整備に入っているところでございます。また、同じく県営の緊急農地防災事業におきまして、稲元排水機場の整備を平成27年度の完成を目指して進めているところでございます。また、9カ所の水門・樋門につきましては、それぞれ県、国、土地改良区において管理されておりますが、いずれも正常に機能していると聞いております。以上です。

議長（佐藤高君） 武田議員。

16番（武田正樹君） ありがとうございます。排水路と同時に排水機、それから水閘門については、防災の面で本当に重要なところだと思っております。くれぐれも今後とも十分に検討していただいて、順調に工事を進めていただきたいと思いますと思っております。

次に、避難所と避難路についてお伺いしたいと思っております。

先日、テレビの報道によると、東日本大震災では地震が起き、津波が発生して避難する場合、徒歩で避難できる距離としては、ある地域では約520メートルぐらいが限度だったそう

です。地震が発生して道路に亀裂や陥没が発生したり、建物が倒壊し道をふさいだり、液状化により水が噴出して道路がぬかるんだりして、通行不能な箇所が発生します。車を使った場合は車の大渋滞が発生したり、車を放置したままにして通行の邪魔になったりして、避難するのが困難になります。健常者でも避難するのが難しいのに、災害弱者と言われる高齢者や体の不自由な方にとっては、避難できる距離はもっと短くなると思われれます。

そこで、近い場所での避難所が必要になってきます。残念ながら弥富市には避難できる高台などはありません。地形的にも高い丘陵地や山などが近くにありません。地理的にも安全な場所まで避難するには相当な時間がかかります。弥富市においては人工的な避難所が必要なのです。栄南地区においては、本年度予算により、集会所と言われる避難所が建設予定であります。避難所が少ない地域では大変貴重です。避難所が少ない地域では、1地域に1カ所の避難所の設置を検討していただけないでしょうか。できるなら、1集落に1カ所の避難所の設置を検討していただけないでしょうか。

議長（佐藤高清君） 伊藤防災安全課長。

防災安全課長（伊藤久幸君） 緊急避難所の件かと思いますが、市全体としては不足しているのが現実でございます。今後も確保できるように努力してまいります。また、すべての市民の方が避難できるだけの施設建設は、財政面や完成までの期間を考えますと非常に難しい点もあると思います。今後建設される公共施設に防災機能を持たせることが必要だと考えております。

また、来年度、栄南地区に建設します防災機能を持った集会所でございますけれども、昨日市長からお話ししたように、各学区のほうに広げていくといった考え方をしておりますので、よろしく願いいたします。

続きまして、避難路についてでございますけれども、まちとも協議しながら、地元精通した自主防災会単位で避難場所と避難経路を定めていただけたらと考えております。

これはちょっと古いんですけれども、下之割地区のつくられた、今は新しい改訂版をやっていますけど、ちょっと古いのしか今ございませんけど、こういった形で、どこに逃げるのか、それからどのルートで逃げるのかといったことを、詳細ではございませんけれども、書いてあるものでございます。これを下之割の自主防災会が作成して、下之割地区に配られたといったものです。これにつきましては、市の自主防災の補助金を使ってつくっていただいているわけでございますけれども、こういったこともやっぴらっしゃるところもあります。ですから、地元の方が考えられるというのも、市と協働してでございますけれども、非常に大切なことかなあと思っております。

また、防災訓練等につきましてですけれども、居住する地域ごとに避難場所は変わってまいりますので、もしそういうことをやられる場合でしたら、各自主防単位で検討していただ

いて、当然そのやり方等につきましては、防災安全課のほうで相談に乗らせていただきますけれども、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、避難時間の問題、避難距離の問題でございます。東北の場合ですと、非常に短い20分とかという時間で津波が来ておるわけでございますけれども、この辺ですと、先ほど申し上げました暫定値で、一番早いパターンで90分間という想定が出ております。そういった90分をいかに生かすかといったことも考えながら、避難方法の検討をお願いできたらと思ひます。以上でございます。

議長（佐藤高き君） 武田議員。

16番（武田正樹君） ありがとうございます。各地域に1カ所ずつの避難所を設置していただくということは、なるべく早急に、東海・東南海地震が近いということをおわれていますので、ぜひともよろしくお願ひいたしたいと思ひます。

そして、先ほど少し避難路について説明がありましたけど、これからまだ質問したいなと思ひていますので、よろしくお願ひいたします。

その前に1つお伺ひしたいのは、先日の新聞紙上に、津波の速度は沿岸近くで時速約30キロメートル以上の場合もあり、目で確認してからでは間に合いません。大きな揺れを感じたり津波警報が発令されたら、真っ先に高台や頑丈な高い建物に避難する。そして、避難する場合、海拔が30メートル、5階建てのビルが目安ですという記事が載っていたんですけども、例えば弥富市において、30メートルの高台は多分ないと思われるんですが、5階建てのビルというのは実際のところ、これを目安にした場合ですと何棟ぐらいあるんでしょうかね。それをちょっとお伺ひしたいんですけど、これ通告外で申しわけありませんけれども。

議長（佐藤高き君） 防災安全課長。

防災安全課長（伊藤久幸君） 5階建て以上のビルのは数は、ちょっと今データを持っておりません。また後でお示ししたいと思ひます。

ただ1点、確認しておきたいことなんですけれども、今回緊急の避難場所といったものを設定するとき、一応5メートルというものを設定させていただきました。これにつきましては、今までの想定が1.8メートルの津波だったといったことがありますので、その倍の高さの3.6メートルが来ても大丈夫な高さのものということで選定させていただいています。先ほどおわれました30メートルとかという話になりますと、この辺では想定的にはまずあり得ない話です。といいますのは、地形で変わってまいりますので、この辺の地形でいうと、先ほど言った2.3メートルから3.3メートルという津波の高さになるだろうと。ただ、それが押し寄せたときの、当たったときの上がりがありますね。そういったものを含めると、もう少し高いところが必要なかなと思ひておりますけれども、一概に5階以上の建物という必要はないかと思ひています。



それから、津波の速度の関係でございますけれども、津波の速度は海底の深さと関連してまいります。30キロですと多分水深が8メートルぐらいのところかと思っておりますけれども、そのぐらいのスピードでそのぐらいになるかと思っております。ですから、沖ですとジェット機並みとか新幹線並みとかというスピードで参りますけれども、そういった形で30キロという、よく言われるのは36キロということを言われます。これは、ちょうど100メートルを10秒で走るスピードだということで、普通の人には逃げられませんよという形になっています。そういった中で、5階建てまでのことは考えなくていいのかなあと。3階建て以上ぐらいの高さで弥富の場合は守れるだろうといったことで指定させていただいておりますので、その点も御理解願いたいと思っております。

議長（佐藤高清君） 武田議員。

16番（武田正樹君） ありがとうございます。

これはあくまでも新聞紙上ですので、想定地域がどこになっているかということで変わってくるかもしれません。ただ、実際のところ5メートルといたしますと、大体3階だったら間違いはないということで理解してもよろしいということだと思っております。できるだけ早い時期になるべくたくさんの避難所の設定をしていただいて、近いところに避難所をつくっていただきたいなと思っておりますので、ぜひともよろしく願いいたします。

次に、先ほど少し説明がありましたけど、避難路についてお伺いします。

弥富市の地域防災計画をここに持ってきたんですけれども、これは昨年の3月にできたやつなんですけど、この中に避難所誘導標識の整備事業を推進するとあるのですが、現在取り組みはどうなっているのでしょうか。

議長（佐藤高清君） 防災安全課長。

防災安全課長（伊藤久幸君） この点につきましては、来年度予算の中で計上させていただいております。100カ所を予定しております。

議長（佐藤高清君） 武田議員。

16番（武田正樹君） ありがとうございます。

避難路というのは、避難所がある程度指定されてからでも、どのコースを通っていくかということは、特に地元の人ではわかるかもしれませんが、一時的に通勤されている方とかにとっては非常に難しいことがあります。そのためにもある程度、時間帯として真夜中じゃなければ、昼間でしたら勤めてみえる方もたくさんあると思っておりますので、避難路の設定というのは、ある程度、誘導標識とかそういうものがあればわかりやすいと思っておりますので、ぜひとも早目の整備をお願いしたいと思います。

そして、東日本大震災で被災した地域の中で、実際に避難路を通過して避難訓練を行った地域では死者・行方不明者が少なかったようですけれども、今後、防災訓練の中で実際の避難

路を使った訓練を、それぞれの先ほどお話しありました自主防災組織の中である程度取り組んでいかれる予定はあるのでしょうか。

議長（佐藤高清君） 防災安全課長。

防災安全課長（伊藤久幸君） 訓練につきましては、各自主防災単位での避難訓練というのが一番有効だということは、先ほど申し上げたと思います。これにつきましては、来年度、防災会の方々を対象にした研修会を開催しなきゃいけないなと思っております。その場で避難路の決定であるとか、避難訓練のやり方であるとかといったことをお願いしてまいるつもりであります。

議長（佐藤高清君） 武田議員。

16番（武田正樹君） ありがとうございます。

やっぱり自主防災組織を立ち上げていただいて、一番肝心なのは避難するときの避難路、そしてそれを実際通ってみる、経験してみることが一番大事じゃないかなあと思っております。特に避難路については、その避難路に指定された道路が通れるところばかりじゃないと思われる。ある程度交通障害があったり、いろんな面で陥没やら亀裂が入ったところは、迂回したりなんかせなくちゃならないところもあると思います。そういうことも考慮して、今後、避難路については整備していただきたいなと思っております。いずれにしても、よろしく申し上げます。

次に、気象情報や避難情報の情報伝達についてお伺いいたします。

災害発生時における緊急情報の伝達は、東日本大震災の映像からもわかるように、生死を分ける非常に重要なものです。緊急情報を市民の皆さんにいかに早急に正確に伝えるか、大変重要な課題です。現在、弥富市において、災害時における情報伝達方法にどう取り組んでみえるのか、お伺いします。

そして、昨年3月11日に起きた東日本大震災発生時において津波が発生したわけですが、弥富市でもたしか津波警報が出たと思うのですが、その際、市民の皆さんにはどのように情報が伝えられたのでしょうか。その経験を踏まえて今後どう取り組んでいかれるのか、お聞かせください。

議長（佐藤高清君） 防災安全課長。

防災安全課長（伊藤久幸君） 情報伝達につきましては、1つの方法だけというのは非常に危険があるかなと思っています。女川というところに行ってきました。そこで倒れた同報無線を見ました。非常にショックを受けました。そういったこともありますので、1つの方法だけですべてのことができるとは思っておりません。

現在の情報伝達方式としましては、同報無線がまず1つですね。それからエリアメール、これは2月11日からですか、県がもう今は出せるようになっています。これは携帯電話で、

ちょっと機種によって古い機種はできないんですけれども、そういった情報がメールとして、これは登録しなくても入ってくる形になっています。そういったものがございます。それからマスメディア、これは非常に情報等の伝達としては大きい方法です。これは市から直接ではありませんけれども、いろんな伝達としては、何かあればテレビ、ラジオをつけるというのは原則にさせていただけたらなあと思っております。エリアメールについて、先ほど言いましたように、今まではNTTしか使えませんでした。これが、現在auとソフトバンクのほうが使えようになってまいりました。それで、現在申し込みは行っておりますけど、まだ実際に市としてau、ソフトバンクの方に対する情報提供はできない状況になっております。

現在、それ以外の動きといたしましては、海部地方の自治体でミニFMの導入が検討されております。順調に進めば、今年度秋にも運用を開始できる予定になっております。問題点といたしましては、各自治体の共同で行いますので、情報が弥富だけの情報じゃない、いろんな情報が入ってくるといったものがございまして、どこの家でもあるものでございます。カーラジオでも使えるといったことがありますので、運用できれば非常に有効な伝達手段ではないかなと思っております。以上です。

議長（佐藤高君） 武田議員。

16番（武田正樹君） ありがとうございます。

同報無線は何度も出てくるんですけれども、私も市民の皆さんから伺うのは聞き取りにくいということでもあります。その対策のためにも、いろんな方法をとっていただかなくちゃならんと思っております。先ほどエリアメールというものがあるということで、いろんな幅広い手段をとっていただかないと、被災したとき、災害が起きたときにその情報を速やかに、そして正確に伝えるためにも、いろんな方法をとっていただかなくちゃならんと思っておりますので、ぜひともよろしく願いいたします。

最後になりますけれども、液状化対策の取り組みについてお伺いいたします。

弥富市は、防災マップに載っている液状化危険度分布マップによると、市内の大半が液状化の危険度が極めて高い地域であり、残りの地域も液状化の危険度が高い地域になっています。東日本大震災においても、千葉県浦安市では液状化により建造物の被害が甚大でした。液状化の危険度が極めて高い弥富市においては、今後、液状化対策にどう取り組んでいけるのか、お聞かせください。もし対策的に具体的なものがあれば、少し教えていただきたいと思っております。

議長（佐藤高君） 伊藤防災安全課長。

防災安全課長（伊藤久幸君） まず、先ほどの質問に対しまして、1つ回答漏れがございました。津波注意報をどういう形で伝達したかということでございます。

これにつきましては、同報無線において行っております。これは、こちらのほうでアナウ

ンスする形だけではなくて、警報発令のときにはJアラートというものの中で放送されますので、そちらのほうの情報と、あとは海岸に近づかないでくださいといったような放送はさせていただきます。

続きまして、液状化につきましては、昨年配布いたしました緊急時避難マップの裏面にあることは御存じかと思えます。現在、県が進めておりますもう少し詳細な液状化の予想マップというものが、これは25年6月以降になると思えますけれども、発表されております。ただ、どちらにいたしましても、現在よりも安全だという基準はまず出てこないだろうというのは容易に予測されます。液状化につきましては、建物が建っている場合の対応というのは非常に難しいものです。地盤改良するという形になってくると思えます。いろいろな対策方法はあるようですので、家を建てる場合、改築される場合等に専門の方に伺っていただいて、その土地に一番合う方法といったものを検討していただく必要もあるのかなと思っております。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 武田議員。

16番（武田正樹君） 弥富市の場合は相当危険地域に、液状化マップからも見てもわかるとおり、あると思うんですね。ただ、実際のところ、対策の方法がまだ考案中。先日テレビを見ていたときでもあったんですけども、千葉県浦安市でも対策をいろんな方法を考えてみえるようなテレビを見たんですけども、早急にこれは対策をとらないと、千葉県よりも弥富市の場合はもっと危険じゃないかなあと思うんですね。そのことを考えても、なるべく早目に研究の専門家の大学の先生方とかいろんな人とも考案していただいて、工夫していただくというのが大事じゃないかなあと思っています。ぜひとも早急をお願いしたいと思います。

そして、最後に申しわけありませんけど、市長のほうから今後の防災対策の方針についてお伺いしたいと思います。よろしく願いいたします。

議長（佐藤高清君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 昨年3月11日の東日本大震災で液状化ということにつきましては、皆さん御承知のように、千葉県の浦安市が大変な被害に遭ったわけでございます。災害があつてすぐ翌月の4月に、私ども職員数名と浦安市に出かけさせていただきました。それから今までに3回ほど私もお邪魔し、そして職員のほうもさまざまインフラ整備であるとか、あるいは復興のあり方ということについて研修をさせていただきました。防災安全課、そして下水道課等々が浦安のほうへ職員さんと一緒になって勉強させていただいたわけでございます。御承知のように、同じような状況ということがあつたわけでございますので、起きてはなりませんけれども、そういう前提のもとに研修会を積んできたわけでございます。この4月に一定の今後のあり方という形で、私のほうから今までの研修会の内容等について、相手の浦安

市の松崎市長のほうに御提案申し上げ、近いうちに災害復興等々のあり方について災害協定を結んでいきたいと思っております。議員の中では、その当時議長をやっていた伊藤正信さんも一緒にお出かけをいただいたことでございます。そうした中で液状化の怖さということは十分承知しておるわけでございますが、個々に対応するということは大変厳しい、難しい問題でもあるわけでございます。いずれにいたしましても、インフラ整備のあり方であるとか、そういったことについてはしっかり勉強していきたいと思っております。

それから、今回私は、かねがね再三申し上げておるわけでございますけれども、さまざまな防災・減災ということについて、この平成24年度は予算を組ませていただいております。今現在、自主防災会というのは48の自治会で立ち上げていただいております。72自治会のうちの48でございますが、今年度中に全部の自治会にぜひ自主防災会を立ち上げていただきたいという中で、110ページの予算書を見ていただきますと、550万の予算を組ませていただいております。これは、自主防災の組織化と同時に、避難のあり方、あるいはさまざまな防災に対する講演会、講習会というようなものを考えながら予算計上させていただいたものでございます。それぞれの自主防災会に対して、このようなことを開催されてはどうかということ、新年度になりましたら御案内申し上げていきたいというふうに思っております。そうした形でそれぞれの自治会の単位で、あるいは地域の単位の中で避難のあり方、防災に対する基本的な考え方について、有効な対応をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（佐藤高君） 武田議員。

16番（武田正樹君） ありがとうございます。

弥富市の場合は、海拔ゼロメートル地域で非常に危険な地域ですので、ぜひ今後とも防災についてできる限りの予算を組んでいただいて、対策を考慮してください。

これにて私の質問は終わらせていただきます。

議長（佐藤高君） 次に伊藤正信議員、お願いします。

17番（伊藤正信君） 伊藤正信でございます。通告に従いまして質問をしたいと思います。

私は、弥富市の企業立地の推進について質問を申し上げたいと思います。

先ほど佐藤議員からも、南部地域においていろんな形で御質問がありました。そんな状況で幾つか重複をしていますので、私のほうからは簡潔にそれぞれの状況についてお伺いしていきたいなと思っております。

まずは、平成16年4月1日から私ども企業立地促進条例ができました。そのために、私どもの抱える地域として名古屋、そして幹線道路等幾つかの中で、物流、名古屋港を利用した企業誘致が私どもの未来の財政をということで、当時、議会議員が全員見学に行ったこともございます。そんな状況の中で、企業立地では特に財政面もですが、雇用の拡大、未来の弥

富の農業と都市化のバランスということが大きな柱であったと思います。昨日、服部課長のほうから、雇用者数128名、17社、1,066名の新採329名というお話を聞きました。私は、それぞれ一定の雇用状況というのも認識はできます。しかし、1つだけ申し上げておきたいと思いますけれども、残念なことは雇用促進、そして農業と市街化のまちづくりのバランスからいけば、企業誘致をするときには、基本的には雇用は大きな柱として企業誘致をしていただきたいなど。私は、雇用者数等を求めながら御回答を求めたかったわけですが、そのことを1つは今後柱にして企業誘致をやっていただけるかどうか確認をしたいと思いますので、御質問いたします。

議長（佐藤高清君） 服部商工観光課長。

開発部次長兼商工観光課長（服部保巳君） 伊藤議員の御質問にお答えいたします。

議員、雇用促進関係のことで御質問でございますが、雇用について条例との整合性ということだと思っておりますが、私どもの企業立地促進条例の対象条件でございますけれども、雇用の促進ということであっておりますけれども、雇用につきましては、中核都市のように、雇用促進奨励措置のような雇用、従業員に対しての奨励金を交付するような、タイアップしたような条例になっておりませんので、今後当然お金もかかってまいりますので、他の市町の状況を見ながら考えていきたいというふうに思っております。

議長（佐藤高清君） 伊藤議員。

17番（伊藤正信君） 申し上げることは、それぞれ条例の中で、促進のために1つは課題としてあるかもしれない。しかし、企業を誘致するときに強くそのことを求めていることが、状況把握にもつながっていくし、私どもとしても大きな期待があるわけですから、そのことを1つ私は申し上げたいということですが、そこはいかがですか。

議長（佐藤高清君） 商工観光課長。

開発部次長兼商工観光課長（服部保巳君） 議員の御質問にお答えします。

雇用の交付奨励金を払うときに企業から申請いただきますときに、また企業とお話しするときに、当然雇用を相手をお願いしていくということは従来からもやっておりますが、また強く求めていきたいというふうに考えております。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 伊藤議員。

17番（伊藤正信君） なぜ私がそういうことを申し上げるかということ、特にこれから若い弥富市の人たちがどこで学ぶかということが雇用を求めていくことになるのか。あわせて市民との一体感があるかということなんですね。このことを強く訴えて、それぞれ雇用確保ということを上げてその決意を伺ったところですので、その辺は受けとめていただきたいと思っております。

もう1つは、私は奨励金と将来の財政見通しを質問の課題にしていますけれども、平成29

年には5億2,000万という税収、これは流れの中で税収が入るという状況。まことに私たちとしては、このことは弥富の今後の財源ということでありがたいわけですが、それぞれいろんな形の中で私たちは今このことを大切にしていけることが大きな課題ではないかと思っています。実際に今日まで、企業に来ていただくと思って来ただけでないという状況の中で、まさに企業誘致はその市のお互いの財源の運命にかかっていると思うんですね。その使い方も1つでしょう。しかし、その中で奨励金を出さずして、本当に今、日本の企業があるべき姿にあるのかどうか、このことも認識として議会の議論も必要ではないかと私は思っています。それは、使い方の中で福祉や、いろんな形もございましょう。しかし、まず企業があって、財源があって、私たちが、この地域がある。このことを求めなければならないと私は思っています。

そんなようなことで、奨励金のあり方という形で、私個人の考え方は、そのような中でとりわけ多くの企業誘致をしていくことがまずは大事であると。その前提に立ちながら、中小企業が幾つかあるでしょうけれども、やはり大企業という部分からも私たちは求めなきゃならない。このことも含んで、私は奨励金の措置については賛成をする立場でございますので、その立場に立ちながら、今後、企業誘致を多くしていただきたいと思っていますが、いかがですか。

議長（佐藤高次君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 伊藤正信議員に御答弁申し上げます。

先ほど雇用の問題がございました。私どもも大変厳しい状況の中で、西部臨海工業地帯は非常に近いところにあるわけでございます。そうした中で雇用では一人でも多く弥富市民が御採用いただくということについては、本当にありがたいというふうに思っております。しかし、それぞれの企業は企業の立場というものもあることは重々承知をしております。逆に言ったら、こういう職種でお願いをしていきたいという具体的などころまで、例えば技術職であるとか、事務職であるとか、そういった形に入っていったほうがいいのかあということも思っております。名港管理組合等あわせまして、そんな御要望も申し上げていきたいと思っております。

それから、企業立地促進に関する条例に基づく交付税の奨励金の問題でございますけれども、これは4年目が2分の1、5年目が2分の1という形で、実質的には4年間の固定資産税の奨励をさせていただいておるわけでございます。これは本当に将来に対して、固定資産税の税収という形では非常に大きな力を発揮していただけたらと思っております。先ほど佐藤議員のところでも私は御答弁させていただきましたけれども、これは官地の中における企業誘致合戦という形で進めておるところが現状あるわけでございまして、弥富市といたしましても、この条例に基づく奨励金については、今後お願いをする機会があろうかなあと思っ

ておりますし、また新たなところに対してそのような条件を整えば、例えば地域は現状としては上野地区、そして楠地区、富浜地区となっておりますけれども、そういったことに対する条例の改正というようなことにつきましてもお願いをしていきたいという中で、湾岸地域における企業集積をつくっていききたいと考えているところでございます。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 伊藤議員。

17番（伊藤正信君） 考え方については市長にお伺いをいたしました。

それで、今、企業誘致をしていく上において、とりわけ上野地区、鍋田地区、それぞれ弥富市の基本計画の中からも、今、南部が私どもの未来のまちづくりに大切なことだというふうには理解ができます。

それで、特に今、南部地区における小学校は、もう100名を切るという状況が生まれてきていますね。そうしますと、状況的に教育環境、保育環境、そして地域の環境がまさに衰退をしていくという状況であるわけです。私は、とりわけこの4点目の中に、教育と同時に愛知県の航空産業、先ほど市長からもお話がありましたアジアの航空特区戦略が、今私どもの大きな夢と希望になっているわけですが、この戦略について、例えば県の戦略、270万の雇用だと言われています。しかし、その一端を担う弥富市として、どういう戦略を持って今お考えの状況にあるのかということがお伺いしたいわけですが、いかがですか。

議長（佐藤高清君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 伊藤議員にお答え申し上げます。

今まで企業立地促進法の中で、企業誘致を名港管理組合ともども一体となって進めてまいりました。これにおけるそれぞれのエリアの面積が非常に厳しくなっている。新たな面積というのは少なくなってきたわけでございます。そういった中で私どもの都市計画マスタープランにのせている鍋田地区、あるいは末広地区を、新たなそういった形成特区という形も含めて御利用いただきたいという旨のことも、今までの中で御発言もさせていただいております。そうした中で新しいアジアNo.1航空宇宙産業クラスター形成特区ということに対しては、新たなところに面積を求めていかないとなかなか厳しい状況が今現在の臨海部にはあるというふうに認識しておりますので、こういったところを我々としては土地利用していただきたいということを、県のほうに御要望申し上げていきたいと思っております。

議長（佐藤高清君） 伊藤議員。

17番（伊藤正信君） 市長の考え方は、大変前向きにそれぞれ取り組むというお話をいただきました。

私は、特に防災も含みながら企業立地条件を考えると、これから特に地元の皆さんと一緒にあって実際に、今、名古屋港は海拔3メートルぐらいと言われてますね。5メータ



ーですか、そういう状況下にあるわけですね。そうしますと、この弥富市としても、それぞれの地域において5メーターという状況下の企業立地に係る部分の集約農業とその地域づくり、このことを真剣に総合的に考えていくときが来ているのではないかと思います。ですから、そういう状況の中のまちづくりを、総合的に皆さん方が市の行政として、その取り組み方を、その対策を考えて、新たな組織づくりと新たな企業誘致をしていくことが大きな課題だと私は思っています。

それで、今、全国の企業誘致をされているところは、努力はされていると思いますけれども、「トップセールス」という言葉があるわけですね。しかし、トップセールスと同時に職員の意識改革なり、市民の改革がない限り、それぞれ成功はないと思います。市民と行政が一体となったプランを実行されることが、今、航空特区と企業誘致と新たな弥富市の財源づくり、そして農業のあるべき姿、まちづくりが生まれるのではないかと思っています。このことは私自身の提言といえますか考え方ですが、このことについて市長にお伺いをしたいと思いますが、市長、いかがですか。

議長（佐藤高清君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 先ほど佐藤議員のほうからも、その御趣旨の御質問があったかと思っております。いわゆる鍋田地区、末広地区の農業振興地域をどのように土地利用・活用していくかということ。一方では産業の集積をつくっていく、一方では農業の集約という形での農業でまちが誇れるというか、そういった形の発信をしていかなきゃならないというふうに思うわけでございます。これは今具体的にということはありませんけれども、一つのあり方として、農業者がお持ちの大変厳しい経営環境でございますので、以前議員のほうからも御提案があったかと思っておりますけれども、一定区域内における法人化というような形で、農業の産業化みたいな形を考えながらやっていく方法も一つかなあというふうにも思っております。これは、いろんな形で先進市町の例もあるかなあというふうにも思っております。そんな形で研究していきたいと思っているところでございます。

議長（佐藤高清君） 伊藤議員。

17番（伊藤正信君） 市長から御答弁をいただきました。できる限りその方向性を持って、市民と行政との議論をお願いしていきたいと思っております。

あわせて、この企業促進の中で道路問題。先ほど、またこれも佐藤議員からもお話がありました155の問題です。

私の認識としましては、155は日本海と大平洋を結ぶ日本の産業の物流の大きな柱だということを、時々にお伺いをしてきたところであります。市長も、それぞれ事業認可をいただきながら、早く促進をしてそれぞれの道路をつくっていききたいと、こんなお話がございまして。私たち今まちの中を見ていると、福井ナンバー、石川ナンバーが多く通っておるんですね。

これは、太平洋の名古屋港を通した物流なんですよ、あの大型のナンバーを見ていると。でも、ロシアからはなかなか敦賀港を通してこない。このことも、道路事情があるのかなあと思っています。私たち、やはり議会も行政も、いわゆる産業と同時に大きな担い手となる弥富市、そして安心・安全なまちづくりのためにも、この道路の早期の位置づけ、認識をしっかりと受けとめていただくことと同時に、私も機会あるごとに関係する人たちにもお願いができる場合はしましたけれども、そのような位置づけを含んで、市長、また促進に御努力をお願いすることを申し上げて、この企業立地促進についての質問は終わっていきたいと思います。

次に、防災の関係であります、いわゆる災害対策の基本は、災害の予防、事に臨んだ対処、事後の復旧、この3本が防災の大きな柱であることは、私が申し上げるまでもなく、御存じだと思っています。そんな状況の中で、きょう一般質問でも多くの皆さんから質問がされています。私は1点、昨日市長にお問い合わせをいたしました白鳥の避難所の問題です。少し確認がしておきたいと思います。

白鳥学区の避難所は、議会で予算も承認がされたわけです。そして、その後、2年経過したわけですね。その状況の中で3月11日に震災が起きた。このことによって私どもの考え方も行政も、避難所のあり方についての変更は確認ができると思うんです。しかし、白鳥におけるところの防災に対する考え方は、市民も行政も一致していると思うんですよ。予算を通したものを、きのうぽっと私は十四山という話を聞きました。なぜ十四山が出てくるのか、ちょっと不思議でならんわけです。十四山も弥生も桜も大藤も防災は一緒に、これは当然だというふうに私は考えています。白鳥が消えたことについて、これは一体どうなったのかと。私ども議会のあり方について、ここは行政のほうもしっかりとどう受けとめられるかということを確認したいと思うんです。これは私ども議会も行政も承認しちゃったことですから、その辺についてお伺いしたいと思います。

議長（佐藤高次郎） 服部市長。

市長（服部彰文） もう2年以上になると思いますけれども、白鳥の防災公園、防災広場の件につきましては、議会のほうに御提案申し上げ、一昨年、土地取得に対する予算という形でお認めをいただいたことでございます。そういう中で3・11という状況が発生したわけでございます、私どもといたしましても、白鳥は単体で、土地取得ということを含めましていろいろと交渉をさせていただいたいきさつはございます。しかしながら、その間で大変申しわけなく、3・11以前には取得することができなかったということございまして、これから防災広場、あるいは防災公園という形では高さを求めていかなきゃならないということについて、変更のあり方の中で御理解をいただくところでございます。しかしながら、白鳥のほうをやるということで予算化させていただいたことに対して、実行できなかったこと

については素直に反省をし、謝ります。

しかしながら、こういった中で高さを求めて、あるいは避難という中では高さのある建物が少ないという状況では、我々としては市内のそれぞれの地域の中で考えていかなきゃならないわけございまして、栄南学区におきましては、来年度そういうことを考えていきたい。そして次には十四山地区、これは大きな河川、あるいは海に近いということも考えながら、そのような判断をさせていただいているところでございます。全体の人口と、そこにお住まいの人口と、避難する場所ということにつきましては、白鳥学区は少ないことは重々承知しております。そういった中では、十四山の次については白鳥ということを検討しながら計画を組んでいくということで、御理解をいただければというふうに思っております。予算を認めていただいて実行できなかったことに対しては、素直に反省を申し上げます。

議長（佐藤高清君） 伊藤議員。

17番（伊藤正信君） 市長、私は3月11日の変化は十分理解しているんです。それで、栄南学区も、今回はそれぞれの予算執行上におけるところの過程で、栄南学区の集会所が私も議会として承認をしていく、この過程はあるべきことだと私も思っています。それで、十四山についても、それぞれ体育館等の流れの中で今後市長の考え方が生まれてくるのも理解ができます。

しかし、一番肝心なことは、そういう状況の中にあるが、白鳥学区に対して一つの説明を果たしてきた。市民は大きな期待を持ってきているわけですね、実際に。そういうところに行政の「行」の執行のあり方に大きな課題があると私は思うんです。変化も認め、しかし市民は期待をしている。そして、残念だけれども結果は生まれなかった。しかし、そのことの中で幸か不幸か高さの問題が出てきて、新たな避難場所をつくっていく、保育所をつくっていく、そういう状況下にありながら、白鳥学区の市民の皆さんは、防災に対する大きな課題を市に期待していたはずなんです。私たちも、どこがどこだという議会ではないと。その時々、その情勢に合わせながら議論をしていくことは、議会議員としての大きな役割だと思っている。しかし、市民と約束したことは必ずその道筋を立てて説明を果たし、議会との約束を守っていただくことが私は責務だと思って質問をいたしておるわけです。

ですから、できることなら補正を、例えば今、新年度予算をやっています。白鳥にどんな形で、防災広場でないが、それぞれに適應する対策を立てていくかということと、明らかに今後どういう形でその地域としてお互いが話し合っていくかということを明確にすることが今求められておると思いますが、いかがですか。

議長（佐藤高清君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 昨年3月11日の東日本大震災については、余りにも大きな変化でございました。そういったことに対して、私たちが市民の皆様の安心・安全をどのように確

保・担保していったらいいかというのは、本当に問われておるわけでございます。そうした状況の中で、それぞれの学区について考慮することは非常に重要であるということは重々承知しております。しかし、あの大きな変化に対して、やはり物の優先ということもございませう。そういった中で白鳥学区が、今の私の素案といたしましては、十四山地区のその次というふうに思っておるわけでございますけれども、あわせて保育所の改築ということにつきまして考えているわけでございます。保育所の改築につきましては、その保育所が避難場所という形で指定させていただけるような考え方を持っておるわけでございます。白鳥学区の方に対してはおわびをすると同時に、保育所の建設、あるいは避難場所ということについて、早急にできるような形で私どもとしても考慮していきたいと思っておりますので、よろしく御理解いただきたいと思います。

議長（佐藤高清君） 伊藤議員。

17番（伊藤正信君） 今、少し保育所等の関係もお話がございました。私たち議会は、それぞれの地域とのお互いが確認ということも含みながら、私たち議員としても、保育所におけるそれぞれの立場として、液状化を防いでいく、あわせて避難所もそれぞれ弥生学区のように活用ができる部分、それぞれの状況の中で早期の実現と対策を、あわせて今後の防災について考えていくということなどを含んで今お伺いしました。本来、この予算の執行のあり方から、市、議決等のあり方からすれば、私たち議会議員としては少々今後の施策のあり方について議論をせざるを得ない課題ではないかというふうに思っています。市長、それぞれ思う中での説明、それから説明を、地域としっかりとお約束をしていただくことをお願い申し上げます。

防災に対して私は、特に先ほど武田議員からもお話がありましたように、防災にかかわる私たちの対策という分厚い指導書などを含んで私は読ませていただきました。その状況の中で、先ほど申しましたように、予防という形で私は質問を申し上げたいと思います。

その中の40ページには、1つには浸水危険区域、2つ目には河川注意箇所、3点目には道路注意箇所、4点目には液状化の危険地区、5番目には火災延焼危険地区というように、調査と対応を行うというふうに書かれています。書かれているからここで質問するわけじゃないわけです。今、私たちが一番大切なことは、予防という立場からすれば、調査があって対応があるわけですね。先ほどからいろいろ防災対策に対する、それぞれ危険にかかわる標準のお話がありました。それはいろんな立場で、学者の防災に対する講演、国土交通省さんの会議でも言われています。過日も、ここに土木課長がおいでですけれども、桑名の国土交通省での会議でも、防潮堤等のお話がありました。しかし、今、市民一人一人がどの標準をとって判断をするかということは、大きな悩みがあるわけです。しかし、来るべき予想はいつ来てもおかしくないと言われる東南海地震・南海地震であります。そのときに一定の予

測と一定の常識と認識を持つことが、みずから命と暮らしを守る、防災をするという大きな柱になると思うんですね。このことを考えたときに、調査がなくして対策はとれない。先ほど武田議員の質問にも、さらには前の方の防災の質問でも、いろんな形でお話をいただきました。水門、それから避難経路等々があるわけですが、特にこの5点に対して対応を具体的にどのようにされているのか、お伺いをしたいと思います。

議長（佐藤高清君） 伊藤防災安全課長。

防災安全課長（伊藤久幸君） お答えします。

地域防災計画上には、確かに議員御指摘のとおり記載してございます。これにつきましては、現実的にはここがというところの選定はできていないというのが現状でございます。浸水危険地域につきましても、東海豪雨のときの浸水した場所のデータといったものがございまして。そういったものも参考になるかと思えますけれども、堤防が破堤した場合どうなるのかという話になってきますと、19年にお配りいたしました洪水ハザードマップの記載どおり、市全域が水につかってしまうといったことで、内水はんらんと、それから破堤した場合についてはそのようなことでございます。

それから、河川の注意箇所につきましては、1級・2級河川につきましては、整備計画により把握できるものでございますけれども、小さい川につきましては、現在調査は行っていない状況でございます。

道路注意箇所につきましては、水没の危険性の高いアンダーパスにつきましては、緊急時避難マップに掲載しておりますが、その他の場所については、現在、具体的な場所についての調査は行っていないというのが現状でございます。

続きまして、液状化の危険地域につきましては、先ほど申し上げましたとおり、全域が危険地域であるといったことでございます。どこがということが言えないというのが現状でございます。先ほども申し上げましたけれども、今よりも詳細な液状化マップができた段階においては、この場所がということがある程度言えるかもわかりませんが、現段階では言えないといったものでございます。

また、火災延焼地域につきましては、これは南部消防署とも話をさせていただいたんですが、おおむね家と家の間が5メートル未満の密集地については危険箇所という判断であろうということでございます。具体的にはそういった条件を満たしますのは、前ヶ須地区とか綱浦地区、または地区の団地等がそういった形になるのではないかと考えておりました。

ちょっと話は変わってしまうんですが、火災に関して言えば、初期消火というのが一番大切なことかなあと考えております。みずからの地域はみずから守るという考え方から、自主防災での訓練等もお願いしてまいりたいと考えております。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 伊藤議員。

17番（伊藤正信君） お答えはいただきました。いわゆる答弁をされるときに、調査をし、研究をすると書かれている内容はどなたが行うことなんでしょうか。先ほどから私は申し上げています。防災、みずからが守ることは条件だと。そのことにおきながら、だれが、どんな形で、どうしていくかという質問なんです。ですから、具体的にそれぞれどう調査をして、対応していくかということなんです。

とりわけ伊勢湾台風のときに、多くの道路が寸断されると同時に、それにつながる市内の道路が、現実にこの液状化と同じような形で切られていっておるんですよ、弥富市は。それはなぜかという、液状化が発生をする条件の中に、池やそういう軟弱なところを埋め立てて道路をつくったところがあるわけでしょう。また、前ヶ須地区のように、国道、旧東海道だと言われるようなところはなっていないわけですよ。私から申し上げるとなんですけれども。あわせて川平地区などにおいては、水は来たけれども避難所の役割を大きく果たしてきた歴史がある。そして、その近くでは液状化が発生したんですよ、現実。南のほうへ行けば、鎌島だとか操出だとか、堤防が決壊しておるんですよ。水脈の形を通してそこが埋め立てられて、道路ができています。今現実には道路ができておる。こういうところを現実にそれぞれ調査しながら、そこが一体そういう形の道路の設備があるのか、今。道路として役割は果たしておるけれども、安全なのかどうかという危険地域・地区をきちっと聞き、調査をし、さらにはきょうでも、きょうと言っては失礼ですけど、東京都の予測される、いつ来るかと言われるマップをけさもやっていました、テレビで。それで、浦安も、市長と私も一緒にお邪魔したことなんですけれども、旧、いわゆる元町は液状化じゃないわけ。いわゆる埋立地が液状化なんですよ。そうすると、その液状化の中でも、新しく5階建て、6階建て、そして幹線道路は液状化に遭っていないわけですよ、基礎が。そういうところをつぶさに、どういう形で見っていくかということ。

私どもの国道1号線は、伊勢湾台風のときにドラム缶を1本積み上げて補強道路として、さらに改めて改修がされながら、それぞれの状況の基礎固めが行われて1号線などがあるわけですよ。じゃあ23号線はどうなのか、尾張中央道はどうなのか、そういう形の中に危険な道路か危険な道路でないのかということ、そして今きちっとその箇所を調べていただくことが必要ではないのかと。それに対する予算化だとか、市民への安心に対する必要な経費は積極的に取り組まれるべきだというふうに思っています。私もこうやって聞いていまして、例えば白鳥で、ああ、あそこは池があったところにうちが建っておるなあと、こんなことがわかるんですよ。そうしたら、完全に液状化というのは、ここはまずよほどのことがない限り発生するんじゃないですか。そうすると、そこに住民とのコンセンサスを得ながら、一体どう対応していくのか。きのうの晩、NHKで7時半から対策を立てていましたね。家の周りにくいを打ち込むこと、あわせてその周り全体を囲んで基礎固めをしたりすること、それ

それ先ほどはお話がありました。液状化に対する研究・検討の課題はその状況下であり、民間の力をかりながら液状化問題に対策を考えたいと。それ以前のやることが弥富市行政としてあるべき姿じゃないかと思って、私は質問をしておるわけです。

それで、団地の中でも、特に今建設に関係する人はよく御存じだと思いますけれども、浄化槽だとかそういうところなんかはサンド方式といって砂で埋めて、液状化対策を今この弥富市内でも建物はやっているんですよ、現実。例えばここに建設許可願を出すならば、いわゆる都市計画の中にも、あなたの場所はこんな地理的状况がありますよと。だから、それぞれのものについて、液状化に対して基礎固めだとか、そういう対策を立てられることが、よりいいのじゃないですかというアドバイスができる。こういうことのためにも、この調査・研究、対応というのは今こそ求められておると思っています。

特に幹線道路は、液状化には比較的なっていなかった。取り付け道路の部分になっていた。そうしますと、そういう幹線道路と取り付け道路が液状化でもって離れているとするなら、避難も何もありませんよ。そうすると、今私ども弥富市として考えなきゃいかんことは、その取り付け道路の指導が、工事をやる時にはそれぞれそれに対する基礎固めを今こそしていただくことが大切じゃないかなと、液状化の問題を含んで。そういう研究・調査、対応の仕方を今早急にさせていただきながら、総合的な対策を立てられるべきだと思っておるわけです。

ですから、大変市長も多忙の中、確かに災害協定も一つであろうと思います。しかし、それぞれ各課における総合的な農業問題、農排水の問題、道路問題、そして総合的に防災関係を担当する防災課、ここは総合的にやはりそれぞれの仕組みの中で御検討なさって、市民に総合的に、より安心・安全のまちづくりができる対策を御指導いただけないかなというふうに思っていますので、市長、この辺について考え方を伺いたいと思います。

議長（佐藤高君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 伊藤議員に御答弁申し上げます。

先ほど災害予防、あるいは災害の応急対策という形で、調査・研究が必要だろうという御質問でございます。

全くそのとおりでございます。私たちが今3連動、あるいは日向灘等々を合わせて4連動、5連動という中で、まだ国も、あるいは県においても中央防災会議が開催されておられませんので、具体的な被害状況の予測というのは大変難しいところがあるわけでございますけれども、仮にマグニチュード8以上、あるいは震度として6強、あるいは7というような数字になりましたら、先ほどお話をさせていただきました浸水地域であるとか、河川の注意箇所であるとか、道路であるとか、あるいは液状化の危険地域につきましては、担当の所管が答弁させていただいたとおりでございます。すべて大変厳しい状況であると言わざるを得ないわけでございます。そうした中においても、例えば道路をこれからどうしていくかという

ことにつきましては研究していかなくやならない。道路施工業者に対してどういう道路を我々がお願いしていくかということにつきましては、予防という形では考えていかなくやならない。あるいは、橋梁ということにつきましても、今調査をしながら、それを実施させていただいておるわけでございますけれども、道路という形の中で、あるいは河川をまたぐ橋ということについては、大変重要な位置づけがあるわけでございます。地震で落ちてしまったら交流ができないわけでございますので、そういったことにつきましても順次計画的に進めさせていただいているところでございます。

また、液状化ということにつきましては、西部臨海工業地帯の新しいところの建物、そして私たちが公で建設する建物につきましては、すべて液状化対策、あるいは耐震対策について考慮し、それを計画に入れ、これからの公共施設等についてはやっていきたいと思っているわけでございます。いずれにしても、地震の規模、あるいは震度の大きさによってすごく違うわけでございますけれども、我々はそれを想定して準備をしていくということだと思っております。

いずれにいたしましても、国の防災会議、あるいは県の中央防災会議では、極めて厳しいものを予測しております。そういう状況の中で我々市として考えられる防災対策というものについては、また新たに市の防災白書というようなものを出していきたいというふうに思っておりますので、御理解いただきたいと思えます。

議長（佐藤高清君） 伊藤議員。

17番（伊藤正信君） 市長、御答弁をいただきました。できることから1つずつ着実に、総合的に早期の実現をお願いしまして、防災にかかわる部分についての質問を終わって、次に私は農業問題についてお伺いをしたいと思っております。

農地制度が改めてスタートしたのは、平成21年12月からスタートしております。その目的は、1つは転用規制の見直し、食の安全供給と、さらに3点目には農地の賃借に係る規則の見直し、さらには農地の面的利用の集積を図るという形であります。それぞれその考え方は、それまでの農地の効率的な利用、優良農地の確保、新たな農地の二つの計画というような基本的な考え方に立ちながら、新しい制度がスタートしました。その内容は、農地の減少を食い止め農地の確保、2つ目には農地を貸しやすく借りやすくする、3番目には農地の効率的な利用を図ると、この制度が大きな新制度のスタートであります。それで、今この2年を振り返ってみて、実際にこの新制度の3点について、どのようにあるのか、行政としてどのように把握をされているのか、御説明を願いたいと思えます。

議長（佐藤高清君） 半田農政課長。

農政課長（半田安利君） お答えさせていただきます。

平成21年の農地法の改正によりまして、新たな農地制度がスタートいたしております。先



ほど伊藤議員言われましたように、3つの柱から施策がとられております。その内容といたしまして、農地の減少を食い止め農地の確保ということで、その施策といたしまして、農地転用規制の強化、農地地区域からの除外の厳格化、違反転用に対する処分・罰則の強化がされております。

また、農地を貸しやすく借りやすくということでございますけれども、これまで農地を貸すと打ち切りになっておりました納税猶予が、貸した場合でも適用が受けられるということで、相続税の納税猶予制度の適用の拡大ということで、税制面からも利用集積の後押しをしております。

次に、農地の効率的な利用ということで、地域における取り組みを阻害するような権利取得を排除するため、農地の集団化、農作業の効率化に支障を及ぼすおそれがある場合、農地の権利取得を許可しないというふうで、これは対策の一部でございますけれども、こういった対策のもと、食料の安定供給の確保を目指しているところでございます。

その中で市といたしましては、この中の農地の減少を食い止め農地の確保ということの中で、農地法第51条において農地の違反転用について定めてございます。違反転用に対する市農業委員会の取り組みということでございますけれども、現在、弥富市の農業委員会におきましては、農業委員さんは17名ございますが、農業委員による現地確認や農地パトロールの実施、違反転用などに対する監視活動をしていただいております。また、市におきましては、県とともに違反転用者に対し是正通知、事情聴取、草刈り指導などを行っております。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 伊藤議員。

17番（伊藤正信君） 先ほど半田農政課長からお話がありました。パトロールをするということと現地確認をしている。実は私も農振推進協議会の役をいただいて、2年間それぞれ転用についての現地確認は、足を運びながら確認をさせていただきました。転用ということについては、農家の皆さん方等それぞれ大変な状況下にあることも、私自身は認識をしておりますけど、この転用の関係について1つお伺いしますが、この議事録、計画はお持ちでありますか。

議長（佐藤高清君） 農政課長。

農政課長（半田安利君） 農業委員会の議事録はとってございます。

議長（佐藤高清君） 伊藤議員。

17番（伊藤正信君） 農業委員会の議事録でなく、私は農業委員会に問い合わせをしておるわけじゃない。行政が指導的機関だということの確認ですから、間違えないでくださいよ。そういう計画を農業委員会に指示をする権限と、農業委員会の役割と行政がその監視をしていくという役割、ここのところはそれぞれ手続上の問題も含みながらあるわけですから、私

の質問は、議事録があれば後で見せていただければ結構です。あるという答弁をいただきましたから。これは、年1回の計画と同時に、それぞれ行うということが話されています。

次にお伺いしたいことは、2点目の農地を貸しやすく借りやすくですね。

例えば昨年23年度の賃借、小作の料金は、私が聞くところですから間違いがあれば訂正をいただく。弥富地区、十四山地区1反歩で6,000円、鍋田地区9,000円だというお話なんですが、この協議のあり方、この指導のあり方について、どのような形で、どんな経過を得られているかということについてお伺いをしたいと思います。

議長（佐藤高清君） 農政課長。

農政課長（半田安利君） お答えさせていただきます。

賃借料情報ということでございますけれども、旧農地法におきましては、農業委員会が標準小作料というものを定めておりましたが、改正農地法では、農業委員会が地域ごとにおける賃借料の動向を収集・提供を行うこととなっております。弥富市の農業委員会におきましては、賃借料の設定を目的とした農地法第3条の許可申請書、基盤強化法に基づく利用権の申出書からデータを収集し、市のホームページで公表しております。今おっしゃられました鍋田9,000円、十四山・弥富で6,000円につきましては、昨年1月でございますが、農地利用集積円滑化団体でございますJAにおきまして、円滑化事業における賃貸借料金の調整会議を行いまして、ここには生産組合長代表、受託者代表、JA、市の構成で、22年産の米の販売価格及び生産費用等をもとに決定されております。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 伊藤議員。

17番（伊藤正信君） これは少し私の勘違いなのか、条例の読み間違いなのかはおわびをするところがあるかもしれんけれども、市町村が基本的にそれぞれのデータを確認しながら指導し、農業委員会の諮問意見を聞くと書いてありますね、条文には、JAとは書いていないですね。ここの辺をきちっと考え方の中で整理をしていただく必要がまずはあるんじゃないかと、条文整理からすると、農地法の。

あわせて、本当に6,000円でやっていけるかどうか、1反歩。私の田んぼは1反歩、鯛浦地区で農地1,600円の固定資産税を払っています。賦課金1万円。これは1万1,600円ですね、簡単に言いますと。それで、例えば私が出せば6,000円の価値観こそもらえない。それでは、農業の生産コストとあわせて全体的に言われている状況が、本当にそういう団体の中身が6,000円に等しいのかどうかということ。資産を持ちながら利益を得ない農地、それが貸しやすく借りやすくという話になるんですか、一体、現実。つくっていただいたら6,000円だったと。賦課金を出したら、市の行政の皆さん方も農地を持っておる人はみんな同じ状況だと思っているんですよ、マイナスだと。そうしたら弥富市自身、本当を言ったら固定資産税を取ってもらっちゃ困るわけだ。利益のないところなんて、そうは言わないのが固定資産税

だということも承知をしていますよ、現実には。しかし、一昨年まで約1万2,000円の標準農地を定めていて、肥料は値上がりをするわという状況の中で、全体的に生産者も必要経費は出ていくかもしれない。しかし、5割も上がる、5割も下がるというような現状は本来あるべき姿かどうか、私は疑問に思います。ですから、それぞれその取り組み方の中で、農業基盤の作り方の中で、もう少し農家の意見をどのような形で聞かれるかということと同時に、現実にそれぞれの農家が安心をし、安全で、高齢者対策も含みながら、将来の後継者を育てることも考えながら、農業委員会に対する指導、農業行政のあり方について、総合的にお問い合わせをしたいと思います。

議長（佐藤高清君） 石川開発部長。

開発部長（石川敏彦君） それでは、伊藤議員にお答えさせていただきます。

議員がおっしゃられますとおり、先ほどの鍋田地区には9,000円、十四山・弥富地区については6,000円ということで、これは平成22年産の出来高ということで、ほとんどが2等米以下ということで、あくまでも標準小作料を参考にしてつくられたものでございまして、先ほど議員が言われますように、集荷円滑化団体であります農協が定めたというのは、農業委員会にこういった3条申請等の事例がございませんでしたので、これに基づきまして、3条申請がないということから最高・最低・平均を出すことができませんでしたので、農協がやっております円滑化事業の利用権設定と申しますが、その費用によってこういった算出をさせていただいておる状況でございます。

なお、23年産につきましては1等米がほとんどでございましたので、料金の改正をするということでお聞きしておりますので、御理解いただきたいと思います。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 伊藤議員。

17番（伊藤正信君） 受託というのは基本的に、生産者が受ければ生産者がプラス・マイナスをやるのが、普通、請負業務の責任ですよ。農家の責任じゃないですよ。だから、基準を出すということのあり方を基本的な考え方を整理しないと、借りた人が利息を払うのは当たり前じゃないですか。でも、その中で周辺の対応だとか農業のあり方についての議論は、私どもはしていかなきゃならないと思っています。しかし、そういう状況の中で、本当に農家の一人一人が全体的に、今あるべき農業の今後の対応・対策に立ち向かえるようにしていただきたいと思うんですよ。もう今、受け手もなければ貸し手もない。これが現実じゃないですか。これが、72%の農地・耕地を持っておる弥富市の農業のあり方なんですよ。ここが議会も行政も、本当にあるべき姿、本当に取り組むことができる行政手腕を発揮していただくことを強く要望し、私の質問を終わります。

議長（佐藤高清君） ここで暫時休憩します。再開は4時15分からです。

~~~~~

午後 4 時 07 分 休憩

午後 4 時 15 分 再開

~~~~~

議長（佐藤高次郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に山口敏子議員、お願いします。

12番（山口敏子君） 12番 山口敏子です。通告に従いまして質問させていただきます。

津波・洪水注意報の標識整備をということで、3・11、未曾有の東日本大震災がございました。地域の方々から防災に関して意見がたくさんございました。そのために、今回、一般質問でさせていただきます。

初めに、東日本大震災から丸1年でございます。連日テレビの報道では、私たちがそのとき気がつかなかったアメリカからの援助とか、米軍がいろいろ動いたこととか、いろいろテレビでも報道されました。被災に遭った方から実際のビデオ、今回はあんなにたくさんビデオを皆さんが撮っていた。これはテレビの報道でも言っております。絶対にこれは後世に残して、そのときの大変な姿を残さなきゃいけないということで、多分撮っていらしたと思います。今までにはなかった情報がたくさんある。そのためにも、これからこの地方に起こるであろう震災には有効なる情報だと思えます。そう思いまして、大変大切な情報だということで、私たちは毎日テレビを見ながら、胸が締めつけられる思いでしたけれども、これは本当に後世に残さなきゃいけない大切な情報と思って見させていただきました。

それで、私のほうが今回質問させていただくところに、今回の予算で同報無線のほうに海拔表示をするということでありました。現実に同報無線は90本市内に立っております。3月7日の新聞には、この弥富市では防災無線の鉄柱60本に海面の高さを示し、避難所の案内看板を100カ所設けるといって掲載されておりました。90本ありますけれども60本、あとの30本はどのような選択になっていますでしょうか、お知らせくださいませ。

議長（佐藤高次郎） 伊藤防災安全課長。

防災安全課長（伊藤久幸君） お答えします。

30本につきましては、平成22年度に整備済みでございます。

議長（佐藤高次郎） 山口議員。

12番（山口敏子君） ありがとうございます。

同報無線のほうのステッカーは、これからも皆さんの目につくところだと思いますのでとてもいいんですけども、現在、車で通っておりますと、現実には私たちも、歩いて通るよりもやっぱり車で見ていられるところが多いもんですから、例えばよその地域でカーブミラーにもつけてあるところがございます。藤沢市には、電柱とかそういうところにはいろいろ規制があるかもしれませんが、カーブミラー。それから、私たちが一番よくわかるのは、

例えば信号待ちしたときに交通安全標識のところにでもあると、ああ、これが海拔ゼロメートルの場所だなということ。それから、この弥富市は52年前には伊勢湾台風という経験をいたしました。それからもう52年たっておりますので、もう水位の表示とかそういうことも地盤沈下が起きておると思いますので、伊勢湾台風のときはここの辺まで水が来たよと、それを各建物には表示されています。例えば社教センターとか、いろんなところにあります。それこそ市役所の前にもあると思いますけど、それを交通の重要な道路にもつけてはどうでしょうか。そうすると、皆さんの目にもよく入ると思います。それから、鎌倉だとか沼津、静岡とかには、皆さんが一番利用するコンビニ。皆さんがよく目につくところ、コンビニの入り口にも、ここはゼロメートルですよとか、そういうステッカーをつくってみる計画はあるんでしょうか、お願いいたします。

議長（佐藤高清君） 防災安全課長。

防災安全課長（伊藤久幸君） いろんな御意見ありがとうございます。

まず、カーブミラー等でございますけれども、こちらのほうは非常に柱が細いということがあります。その段階でそれを掲載するのが可能かどうか、またそれを掲載していいかどうかという、これは許可が必要かと思っておりますので、そういったことも一度研究させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それから、いわゆる高潮の、伊勢湾台風のときの最高潮位という看板のことかと思っております。これは4カ所ほどあったかと思っておりますけれども、あの看板につきましては、前にもちょっとお答えしたことがあるんですけれども、現実にその場所でその高さまで水位が来たというものではございません。あの高さというのは、伊勢湾台風のときの最高潮位がこの高さですよということになっておりますので、実際にあの高さまで来たところは、南部ではわかりませんが、この辺の場所についてはないのかなあというふうに思っております。

それから、コンビニエンスストアの入り口という話なんですけど、確かに藤沢なんかですと高いところもあります。ですから、ここは10メートルですよ、ここは7メートルですよといったような形の標識はできるわけなんですけれども、弥富市の場合、ほぼマイナス1.5とかいうところばかりになります。これは交渉しなきゃわかりませんが、果たしてそれがコンビニエンスストアで受け入れられるものであるかどうか。非常に危険な感じがしますよね、その施設自体が。そんなこともありまして、来年度につきましては、とりあえず公共のものに、同報無線ですね、そういったところに限定させていただいて、設置させていただきます。それ以後研究させていただく中で、25年度以降どういう形をとるかというのを考えさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

議長（佐藤高清君） 山口議員。

12番（山口敏子君） ありがとうございます。

今回いろいろ前もってお知らせした分は、武田議員とかいろいろ重複しておりますので、余り八重てはいけませんので、それこそもう言えないんですけども、同報無線が聞きづらいということも先ほど出ました。そうしたら、ミニFMを一応計画しているということで、早急にそれを進めていただいて、でもFMの放送ができるまでには、何が起こってもいけませんし、でもやっぱり弥富市の皆さんにおいては、皆さんがもう絶対アウトだという、それこそ今回の防災のマップを配られたときは全部真っ青ですから、だれしもがゼロメートルということはわかっていると思います。でも、そのゼロメートルがどの程度なのかということも、やっぱり皆さん目で見確認するという意味でも、危なくともある程度わかりやすいところには張ってあげた方が、皆さんが危機的な状況にあるというところを、でも津波は90分ぐらいかかって弥富に来ますので、それまでには高い建物、これから新しい庁舎もできると思いますけれども、そこに逃げられるように早くできるといいなあと思います。

私の住んでいる大藤学区は、ありがたいことに弥富中学校が海拔1メートルでできているとかいうことを聞いておりましたので、大藤学区の方には、もう何も考えなくていいから弥富中学校へ行きましょうとか、私は言っているところがあるんです。ですから、そういう意味では皆さんにもっと啓蒙というか、逃げるところはここですよ、歩いていけば十分行けますよ、走っていけば十分に行けますよということ。

それから、現実にはこの間の3・11の1周年のときのテレビの報道でも、青森県八戸が、一月ぐらい前だったか何かに防災訓練をして、だれも死亡がなかった。おばあちゃんを皆さんがおんぶしたり何かしてということで、やはり防災訓練に尽きる、その一言だと思います。ですから、何度も何度も防災訓練はやって、釜石の奇跡ではないんですけども、あその子供たちのように、毎日練習したからできたんだ、当たり前のようになったんだと、それが私たちの生きる道じゃないかなと思います。

今回、市長さんにも御答弁をお願いしようと思いましたが、全部重複しておりますので、今回はこれで終わらせていただきます。ありがとうございます。

議長（佐藤高君） 本日はこの程度にとどめ、明日、継続議会を開き、本日に引き続き一般質問を行いたいと思いますので、本日の会議はこれにて散会いたします。

~~~~~

午後4時27分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 佐藤高君

同 議員 平 野 広 行

同 議員 三 浦 義 光

